

決算審査特別委員会

平成30年9月11日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長

伴 吉 晴

委員 長

小 村 尚 己

副 委 員 長

奥 村 容 子

出 席 委 員

小 林 誠

平 川 理 恵

井 上 卓 也

坂 口 徹

濱 眞 理 子

理 事 者 出 席

町 長

中 西 和 夫

副 町 長

乾 善 亮

教 育 長

藤 原 伸 宏

総 務 部 長

加 藤 恵 三

総 務 課 長

仲 村 佳 真

同 課 長 補 佐

大 野 彰 彦

同 課 長 補 佐

福 田 善 行

まちづくり政策課長

安 藤 容 子

同 課 長 補 佐

曾 谷 博 一

同 課 長 補 佐

福 井 ま り

財 政 課 長

福 居 哲 也

同 係 長

関 元 佑 治

税 務 課 長

本 庄 徳 光

同 課 長 補 佐

竹 山 潔

同 係 長

阿 部 三 紀

住 民 生 活 部 長

植 村 俊 彦

同 次 長

黒 崎 益 範

福 祉 子 ども 課 長

浦 野 歩 美

同 課 長 補 佐

西 川 美 奈 子

長 寿 福 祉 課 長

中 原 潤

同 課 長 補 佐

田 口 昌 孝

同 課 長 補 佐

羽 根 田 久 枝

健 康 対 策 課 長

北 典 子

同 課 長 補 佐

徳 田 貴 世

国 保 医 療 課 長

猪 川 恭 弘

同 課 長 補 佐

細 川 友 希

環 境 対 策 課 長

東 浦 寿 也

同 課 長 補 佐

峯 川 敏 明

住 民 課 長

関 口 修

同 課 長 補 佐

小 澤 香 代 子

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

同 次 長

谷 口 裕 司

建 設 農 林 課 長

上 田 俊 雄

都 市 整 備 課 長

松 岡 洋 右

会 計 管 理 者

面 卷 昭 男

教 委 総 務 課 長

安 藤 晴 康

生 涯 学 習 課 長

栗 本 公 生

同 参 事

平 田 政 彦

代 表 監 査 委 員

佐 伯 知 輝

監 査 委 員

中 川 靖 広

監 査 委 員 書 記

山 崎 篤

議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 同 係 長 岡田 光代

(午前9時00分 開会)

○伴議長 おはようございます。

本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さまには早朝からご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました議案第48号 平成29年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ほか6件の決算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

(午前9時00分 休憩)

(午前9時00分 再開)

○伴議長 再開いたします。

休憩中に互選いただきました結果、委員長に小村委員、副委員長に奥村委員が互選されました。お二人にはよろしくお願いいたします。

それでは、小村委員長に委員長席にお着きいただきます。

暫時休憩いたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時02分 再開)

○小村委員長 再開いたします。

休憩中に皆様のご推挙によりまして、決算審査特別委員会委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

委員皆さまは、議員必携をお持ちと思いますが、その263ページから274ページには決算の認定について解説がされております。263ページには「決算の意義と考え方」として、「決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する、きわめて重要な意味があることを再認識すべきである。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきである」と記載されております。また、266ページには「決算審査の着眼点」として、「決算審査に当たって、最も力点を置かなければならないことは、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか。それによってどのように行政効果が発揮できたか。それから見て、

今後の行財政運営においてどのような改善工夫がなされるべきであるかということである。もちろん、決算の審査であるから、計数に誤りはないかについても精査する必要がある。しかし、その点については監査委員が専門的立場で照査して、その意見書が添えてあるのであるから、その意見書を信頼して、参考にすることが望ましい」と記載されております。

これらのことを委員皆さま方と今一度確認し、委員会を進めてまいりたいと考えておりますので、スムーズな運営にご協力いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○中西町長 おはようございます。決算審査特別委員会の皆様にはお忙しい中ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

また、佐伯、中川両監査委員におかれましては、先日の6月22日の水道決算の決算会計、また7月の26日から8月1日までは一般会計と特別会計の決算について克明にご審議をいただきまして本当にありがとうございます。

また本日はお忙しい中ご出席をいただきまして合わせてお礼を申し上げます。

本特別委員会に付託しております議案でございます。議案第48号 平成29年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、他6件をあげさせていただいております。いずれの議案につきましても皆様方のあたたかいご審議をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○小村委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

署名委員に、小林委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第48号 平成29年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第2号 平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成29年度斑鳩町水道事業会計決

算の認定について、以上7議案を一括議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りいたしております資料の、平成30年9月定例会 決算審査特別委員会進行予定表をごらんいただきたいと思えます。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けた後、質疑を行い、次に、一般会計及び各特別会計の決算概要について質疑を行い、次に、健全化判断比率報告について総務部長から説明を受け、質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳入全般について総務部長から説明を受け、質疑を行うことといたします。

次に、一般会計歳出、各特別会計、水道事業会計について、各部ごとに審査を行うこととし、一般会計の各款ごと、また特別会計等は会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けたのち、それぞれ質疑を行い、すべての質疑の終了後、表決を行いたいと思えます。

以上、申しあげましたとおり審査を進めてまいりたいと思えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めてまいりますので、委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきましてご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、理事者の皆さんのご説明につきましては、大変長時間にわたるものでもございますので、説明は着席のまましていただいて結構です。

それでは最初に、佐伯代表監査委員から、決算審査意見書に基づき、ご報告をお願いいたします。

佐伯代表監査委員。

○佐伯代表監査委員 では、決算審査意見書、それから水道事業会計決算審査意見書、財政健全化判断比率等審査意見書、この順番で報告させていただきます。

まず決算審査意見書、こちらのほうですが、めくっていただきまして、目次が書いてありまして、審査の概要で2ページ、こちらの方からですが、審査の結果、審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され誤りのないものと認められた。また、各基金の運用状況についても計数に誤りなく適正に運用されているものと認められた。

審査の結果の詳細は以下のとおりである。

その下の方にいきまして、(2)の決算収支、その2ページの下から3行目ですけども、一般会計では前年度の単年度収支が1億9,318万5千円の赤字であったが、当年度では2,651万6千円の赤字と赤字額が縮小となった。特別会計では前年度の単年度収支は1億4,050万3千円の黒字であったが、当年度では3億4,096万1千円の黒字へ黒字額が増加したと。増加しているんですけども、これから何回も言いますけども、気を付けていただきたいのはですね、公共下水道事業特別会計が平成30年度より公営企業会計へ移行することから、平成30年3月末での打切り決算となるため、ですから3月でしめております、当年度の公共下水道事業特別会計の形式収支は2億5,364万5千円の黒字となっておりますが、しかし、その黒字は未収金、未払金として公営企業会計に引き継がれております。もちろんすべて支払とか行った結果、黒字がこんだけあるわけではありません、ただ打切り決算となっておりますので、2億5,364万5千円の黒字というふうに見えているだけです。

その次、予算の執行状況ですが、真ん中ちょっと下あたりでですね、国民健康保険事業特別会計の不用額は1億9,942万1千円で、前年度と比べて3,734万6千円の増加となっておりますが、保険給付や共同事業拠出金が見込額を下回ったことによります。

公共下水道事業特別会計の不用額は2億9,785万4千円で前年度と比べ2億7,280万円と増加していますが、これ先ほどの話のとおりなんです、前述のとおり平成30年度より公営企業会計へ移行することから、平成30年3月末での打切り決算となり未払金が生じたものであるが、その未払金は公営企業会計に引き継いで支出することとなります。未払金という用語を使っておりますけども、役場の方の決算、当然収支決算でやっておりますので、単に未払金という用語を使わせていただいているだけの話でございます。

介護保険事業特別会計の不用額は4億355万8千円で前年度より5,595万円の増加となっているが、介護給付費が第6期介護保険事業計画による見込額、これを下回ったことによります。

その次4ページのほうにいきまして、財政の構造、①歳入の構成ですが、その6行目からですけども、町税は前年度より2,933万9千円の増加で、財産収入では町有地の売却収入や西和衛生試験センター組合の残余財産収入などにより前年度より4,724万2千円の増加になっております。寄附金では企業版ふるさと納税として7,000

万円の寄附を受けたことから前年度より6,640万9千円の増加となっております。一方、繰越金ですけれども、繰越金は前年度より2億795万3千円の減少となっております。依存財源は1億191万6千円の増加となっているが、依存財源のうち最も大きな地方交付税は、前年度より6,644万1千円の増加となっております。

その次、5ページのほうにいきまして歳出の構成ですが、歳出の構成、5ページの真ん中あたりですけれども、投資的経費では、衛生処理場焼却棟解体撤去事業費、東町池貯留浸透施設整備事業費などが減少しているものの、史跡中宮寺跡整備事業費、それから私立保育所施設整備費補助金、まちあるき拠点用地購入費などの増加がそれを上回り前年度より1億2,759万4千円の増加となっています。

その下5行下ですけれども、繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の増加などにより、前年度より4,433万円増加しています。

その次のページにいきまして、その社会福祉費の件なんですけれども、6ページのところでですね、6ページのまん中下あたり、高齢者優待券交付の年度推移、こちらの方を載せているんですけれども、これがですね、説明が上から4行目になりますが、I C O C Aカードの交付数が毎年毎年増加しておりまして、事業費が前年度より191万5千円増加となっております。I C O C Aカード、タクシー乗車券は3,500円、C I - C Aカードは3,990円であるが、町内の施設利用券は4,000円分の利用となっております。扶助費の支出を抑えるためにも町内施設の利用をしてもらうように検討すべきではないかと思われれます。

その次7ページのほうにいきまして、③財政分析ですけれども、当年度の財政力指数は0.543で前年度0.544で、前年度と比較して0.001減少しています。

まん中ちょっと下あたりですけれども、当年度の経常収支比率は94.6%で、前年度が95.8%と比較して1.2ポイント改善しています。

8ページの方ですが、一般会計にいきまして、先ほど申し上げたことと同じことを繰り返すことになるかも分かりませんが、8ページの(1)の歳入ですが、3行目、科目別で主な、増の主なものは、県支出金が前年度より6,963万6千円の増加、地方交付税が前年度より6,644万1千円の増加、企業版ふるさと納税として7,000万円の寄附を受けたことから寄附金が前年度より6,640万9千円の増加、財産収入では町有地の売却収入や西和衛生試験センター組合の残余財産収入などにより前年度より4,724万2千円の増加、町税が前年度より2,933万9千円の増加、株式等譲渡所得割交付金が前年度より2,071万7千円の増加となっております。

その次、9ページのほうにいきまして、上から5行目ですけども、不納欠損額、こちらの方がですね、前年度に比べて大幅に339万8千円減となっております、285万8千円の処理を行っています、その結果ですね、収入未済額、こちらの方もですね、前年度より454万1千円減少してまして7,604万9千円となっております。

その次、(2)歳出の方ですが、5行目のまん中あたりからですね、教育費が史跡中宮寺跡整備事業費、小学校校舎耐震補強事業費などの増加により前年度に比べて1億2,557万2千円、13.1%の増、民生費が私立保育所施設整備費補助金、障害者総合支援法に基づく給付費、私立保育所等保育実施事業費などの増加により、前年度に比べて8,124万1千円、2.5%の増、商工費がまちあるき拠点用地購入費などの増加により前年度に比べて7,171万4千円、58.8%の増となっております。

その次10ページの方にいきまして、特別会計ですが、(1)で国民健康保険事業特別会計、こちらの方ですが、この10ページのまん中あたりで、これらを反映させると、実質的な単年度収支額は5,344万5千円の黒字となっております。

その次の次の行ですが、歳入では、調定額は36億9,607万3千円、収入済額は35億5,466万5千円で、これ対前年比でいきますと、8,909万5千円のマイナスとなっております。

調定額に対する収納率は96.2%となっております。

こちらの方の不納欠損もですね、その下の方のなおがきでですね、なお、608万9千円を不納欠損していますが、これ対前年比でいきますと469万8千円のマイナスとなっております。最終的な収入未済額、こちらの方が1億3,531万9千円、前年度が1億4,235万8千円で、前年度より703万9千円収入未済額が減少しております。

一方、歳出では支出済額が前年度に比べ1億4,965万8千円減の38億242万5千円となっております。

11ページの方にいきまして、(2)公共下水道事業特別会計ですが、2行目のまん中あたり、収支差引2億5,364万5千円の黒字となっておりますが、これ何回も言っていますけども、平成30年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、地方公営企業会計へ移行したことから平成30年3月末をもって打切り決算を行っており、本特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産については、斑鳩町下水道事業に引き継いでおります。

その次、(3)介護保険事業特別会計ですが、下の方にいきまして、歳入決算額は、

前年度に比べ6,832万円、3.1%の増加となっております。

歳出決算額は、前年度より4,405万8千円増の21億3,934万8千円となっております。

その次の12ページの方に行きまして、(4)介護保険事業特別会計ですが、収支差引166万円の黒字となっております。(5)後期高齢者医療特別会計ですが、こちらの方が収支差引69万円の黒字となっております。

その次、13ページの方に行きまして、財産の状況からですね、13ページの方に行きまして、行政財産の異動として、史跡中宮寺跡周辺整備事業用地の取得として土地を取得しており、241㎡の増加になっております。

その次の次のところで(仮称)史跡中宮寺跡史跡公園で建物が80㎡の増となっております。

普通財産の異動としまして、役場旧北庁舎用地及び旧文化財収蔵庫跡地を保育施設用地に整理したため下記のようになっております。

まちあるき拠点施設用地の取得として土地を1,386㎡の増になっております。

遊休地を売却しておりまして、下記の遊休地を売却しておりまして、合計613㎡の減となっております。

その次の14ページに行きまして、有価証券等の方では移動がありません。100万円を超える重要物品についても下記のとおりとなっております。

その次15ページの方に行きまして、(6)遊休財産、こちらの方ですが、取得後2年以上が経過し、事業等の用に供されていない財産若しくは未利用遊休財産については、計画的に処分を進めており、本年度は追手西団地跡地の一部と興留5丁目地内の土地を処分しております。その他の保有地の処理方針は次のとおりであります。追手団地跡地が1,479㎡ありますけども、平成30年度は利活用について検討することにしております。

次のページの方に行きまして、まん中あたりですね、興留5丁目地内代替用地の274㎡が平成30年度に売却を検討しておりまして、龍田南2丁目地内土地の468㎡については、平成30年度に一般競争入札にて売却を進めております。

その次最後ですけども、5番のむすびですが、以上が、平成29年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況とその他補足資料であり、事務は適正に行われているものと認められるが、若干意見を付しておきたいということで、まず1つ目(1)一般会計の実質単年度収支の2年連続の赤字についてですが、平成28年度決算審査意見書において、

平成23年度から平成28年度までの一般会計の実質単年度収支の推移を示し、平成28年度まで黒字赤字と交互に移り変わり、この6年間の実質単年度収支を合計すると3億2,855万円の赤字であり、臨時的な収入を除くと4億996万円の赤字となったと述べました。

平成29年度決算の一般会計の実質単年度収支は2,633万7千円の赤字であるが、この歳入の中に町有地の売却収入3,843万8千円と、西和衛生試験センターの残余財産収入1,181万1千円の臨時収入が含まれているので、これらの収入を除くと7,658万6千円の赤字となり、上記の4億996万円の赤字と合計すると4億8,654万6千円の赤字となります。

この4億8,654万6千円の赤字を、今後何年間かで取り戻すかを検討するとともにですね、平成30年度、今年度の一般会計の実質単年度収支の赤字をぜひとも回避していただいて、黒字化を実現しなければならない。3年連続の赤字、これを計上するとなると、斑鳩町財政を運営するにあたり恒常的な赤字体質になることが懸念される。3年連続になると次4年目も5年目もまあいいかということになりかねないので、ぜひとも平成30年度は黒字化を実現していただきたいと思います。

その次ですけれども、(2)公共施設等の大規模修繕、更新費用についてですが、斑鳩町においては、この数年間で中央公民館、本庁舎、いかるがホール、学校等に多額の大規模修繕、更新費用を要している。今後も過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるが、斑鳩町の財政は厳しい状況が続くと予想され、また、人口減少・少子高齢化等により今後の公共施設の利用需要が変化していくことが見込まれる。このような状況を鑑みれば、斑鳩町においては公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し時代に即したまちづくりを行っていく必要がある。このため、公共施設等総合管理計画、これが策定されておるんですけども、策定されましたが、今後は総合管理計画に基づき個別施設計画を策定するとともに、公共施設等の総合的適正管理を進めていかなければならないです。

すみません、あと最後にですね、ニュースで話題になりました幼稚園の保育料、こちらの方の償還についてですけども、こちらのほうも決算審査でお聞きしまして、平成27年3月31日付けで国から通知がありまして、非課税世帯の利用者負担の上限が月4,433円から月3千円に引き下げられたにもかかわらずですね、町が引き下げの措置を怠って国の定められた額以上の保育料を徴収していました。これについて平成30年の

6月議会で平成27年度に遡及して返還する措置を取られ、補正予算も満場一致で承認され、ほとんどの人に償還済みということです。そのあとですね、その結果の対応策としまして、まず1つ目、法令順守の徹底として部課長を対象に研修を実施、2つ目として公益通報制度の見直し、3つ目として人事考課制度を通じてコミュニケーションを高められると、そういうことをされてそういう措置を講じられております。

では役場の決算審査意見書、こちらの方を終わりたいと思います。

次にですね水道事業会計、こちらの方の決算審査意見書ですが、1ページ目のところでいつものように審査の概要、対象、期間、それから手続きと書いてありまして、2ページ目、2ページですが、審査の結果、審査に付された平成29年度斑鳩町水道事業会計決算書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

収支の状況なんですが、その下に第1表として損益計算書がありますが、これが前年度との比較を見ていただきますと、あまりほとんど今年変わらなかったんですが、営業収益が433万666円の増と、営業費用が805万9,672円の増と、営業外収益が317万7,808円の増と、当年度純利益が40万3,293円の増となっております、ちょっと注意していただきたいのがですね、すみませんちょっと飛ばしていただきまして、6ページこちらの方ですが、6ページの下の方にですね、第7表としまして、有収率の年度推移、こちらのほうを記載しておりますが、平成25年度が有収率が95%だったんですが、平成29年度が93.7%と落ち込んでおりまして、前年度と比べていただきますと、前年度が94.2%です。これがですね、ちょっと読ませていただきますと、下の文章で配水管で漏水が生じていると営業効率が低下するため、老朽管の更新工事を計画的に進めるとともに、漏水調査を専門業者に委託して漏水個所の早期発見、早期修繕に努めているところではあるんですけども、第7表に示すとおり平成25年度の有収率は95.0%であり、平成29年度はそれと比べると1.3%低下の93.7%となります。それを金額になおしていきますと、直す計算書いているんですけども、その下の方ですね、よって、原水及び浄水費を約968万円節約できたこととなります。低下しなかったら968万円違ってますよということなんです。

平成28年度の有収率の全国平均は90.2%であるので、それに比べれば当町は全国平均を大きく上回っておるんですけども、有収率を高レベルで維持するには平生からの地道な努力が必要であり、たいへん難しいと、一気に有収率を上げるのは難しいと思われるが、有収率は今の金額で示すようにですね、水道経営に大きく影響することから、

高レベルでの維持が望まれます。

そのあと、すみません、10ページまで飛んでいただきまして、むすびですが、平成29年度水道事業会計の決算は、当年度純利益が4,827万7千円と前年度を上回り、水道事業は今後も短期間において問題はないと思われるが、将来を見据えて次のことをコメントします。(1) 営業損失の連続についてですが、平成26年度において地方公営企業会計制度の改正、これがありました、これによりみなし償却制度が廃止され、補助金等により取得した建設改良費等の固定資産の減価償却が補助金等を含んだ取得価格により行うこととなります。つまりこれにより、減価償却費が大幅に増加することになっております。その結果、営業損失が生ずることになっております。

下記のように平成26年度に改正されてから、4年連続の営業損失であり、営業損失が生ずることは営業すればこれは赤字であるということなんです。一般企業でいうとあまり考えられない。確かに補助金、こちらの方がありますので、営業外収益、こちらを加算すれば、確かにさきほど言いましたように当年度純利益が4,827万7千円となるんです。補助金で利益が計上されるということで、営業ではやはり損失なんです。ですからやっぱり営業すれば黒字にしていく必要があるかと思えます。

その次ですけども、みなし償却制度、こちらのほう以前の制度なんですけども、みなし償却制度は補助金等により取得した固定資産の補助金相当額は、減価償却を行って当該減価償却費を料金原価に算入することが適当でないことをふまえ創設されたものなんです。そのみなし償却制度は改正により廃止されたということは、逆に言うのですね料金原価に参入すると、これが適正であるということです。

その次ですけども、(2)で長期前受金戻入にかかる利益剰余金の資本組入についてですが、平成26年度において地方公営企業会計制度が改正により法律等に制約されていた剰余金や資本金の処分が、議会の関与の下で公営企業自らの経営判断により決定することが可能となりました。

また、改正により償却資産にかかる補助金等を資本剰余金から負債(繰延収益)に変更され、減価償却に伴って長期前受金戻入として収益に計上されることとなりました。その結果、当年度未処分利益は増額となっていますけども、この未処分利益剰余金のうち長期前受金戻入額によるものは全額組入資本として処分することが適当であります。

(3) 今後の経営の在り方なんですけども、先ほどから申し上げてます平成26年度の地方公営企業会計制度、こちらの方の改正なんですけども、その新会計基準が導入されたことにより、みなし償却が廃止され100%の減価償却、長期前受金戻入等が計上され、

真の損益構造が明らかになったため、次のことを検証検討しなければならない。

まず①赤字構造か黒字構造か、②どの程度公的支援に依存しているか、③費用縮減できる項目はないか、④適切な料金水準はどの程度か。

その次（４）ですが、その他の利益剰余金の処分についてですが、前述のように剰余金や資本金の処分が、議会の関与の下で公営企業自らの経営判断により決定することが可能となったため、未処分利益剰余金の処分を将来に向けた経営方針（水道ビジョン、財政計画、アセットマネジメント）を反映させるため次のような利益処分を考慮し、持続可能な水道事業を経営しなければならない。１つ目として今後の更新投資方針を表すために建設改良積立金をいくら積むか、将来の借入金返済にどれだけ備えるかを表すために減債積立金をいくら積むか、将来の欠損金にどれだけ備えているかを表すために利益積立金をいくら積むか、それを考慮して持続可能な水道事業を経営しなければならないです。

以上で、水道事業会計決算審査の意見書の報告を終わります。

３つ目ですけども、財政健全化判断比率等審査意見書、こちらのほうを報告したいと思います。

まずページめくっていただきまして、平成２９年度 普通会計財政健全化審査意見書。審査の概要がありまして、審査の結果、総合意見として、審査に付された下記それぞれの健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（２）個別意見としまして、①実質赤字比率について、平成２９年度の実質赤字比率は、決算が黒字であり問題はない。②連結実質赤字比率について、平成２９年度の連結実質赤字比率についても同様に黒字であり問題はない。③実質公債費比率、平成２９年度の実質公債費比率は６．８％で、早期健全化基準を下回っており問題はない。④将来負担比率、平成２９年度の将来負担比率は５６．７％と早期健全化基準を下回っており、問題はない。しかし、前年度と比べ将来負担比率が増大しており、今後も公共下水道工事や公共施設の維持管理・更新に多額の費用がかかることから、将来負担比率が大きくなるように財政運営に努めるべきである。こちらの方の将来負担比率の大幅な変動なんですけども、繰り出し基準割合が国の基準により変更されておりまして、従来は県の基準の０．３５３、こちらの方はですね、国の基準の０．８８７となっております、この繰り出し基準割合については国の方がほぼほぼ実態に近いのではないかとおられます。ですから今の将来負担利率の５６．７が実態に近くなったのではないかとおられます。

す。

(3) 是正勧告を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はありません。

その次ページめくっていただきまして、平成29年度 水道事業会計経営健全化審査意見書。

審査の結果。総合意見としまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(2) で個別意見としまして、資金不足比率について、水道事業の平成29年度決算における財務の短期流動性を示す流動比率は344% (前年度340%) で資金不足の状態にはなっていない。

最後ですけれども、経営健全化基準の20%と比較して、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 是正勧告を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はありません。

その次のページの、平成29年度 公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書。審査の結果、総合意見としまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(2) 個別意見、①資金不足比率についてですが、実質的資金不足比率はマイナス(資金過剰) 236.8%であり、経営健全化基準の20%と比較して良好な状態にあると認められる。

(3) 是正勧告を要する事項。特に指摘すべき事項はありません。

以上で、財政健全化判断比率等審査意見書の報告を終わりたいと思います。

以上で私の方の報告を終わらせていただきます。

○小村委員長 ありがとうございます。

ただいま報告を受けました審査結果について、質疑がございましたらお受けいたします。

小林委員。

○小林委員 国保会計のこれまでの累積赤字の取り扱いについての考え方について、教えていただきたいんですけども、斑鳩町、近隣の市町村のように値上げすることなく、いつのまにか累積赤字約6億円近くまでいって、一度法定外繰入9,300万ほど投入しましたけれども、その後適正価格にされて赤字の部分は減らしてこられましたけれども、今、国保の財政的な問題点から踏まえますと、今後これまでの累積赤字の取り扱いというのは、どのように考えていったら、取り扱っていくべきなのかというのをですね、斑

鳩町の財政をよく知っておられる監査委員の佐伯さんにお聞かせいただきたいと思えます。

アドバイスをいただきたいなと思えますが。

○小村委員長 佐伯代表監査委員。

○佐伯代表監査委員 監査委員がアドバイスっていうのもどうかと思うんですけども、国保会計については県の広域の方に進んでおりますので、それで斑鳩町がどうこうできるかと言われると、ちょっと県の広域、そちらの方を見据えた方がいいのではないかと思います。

○小村委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

平川委員。

○平川委員 先ほど公共施設の大規模修繕更新費用についてっていうところでご意見があったんですけども、今後どの程度の費用がかかっていくのかっていうような試算っていうのは確保されているのか、していこうという計画はあるんですか。

(「それは終わってから職員に聞いたって」との声あり)

○小村委員長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

あらかじめ、佐伯代表監査委員、中川監査委員から、決算審査結果の報告後、退席の申し出がございますので、これを許可いたしたいと思えます。

両監査委員には、各会計の決算審査にあたり、詳細なご報告をいただきまして、委員長として、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

( 午前9時45分 休憩 )

( 午前9時46分 再開 )

○小村委員長 再開いたします。

続きまして、一般会計及び各特別会計の決算概要について、先ほどの監査結果報告及び後ほどの理事者からの説明と重複いたしますので、説明を省略し、資料2「決算の状況」に基づき、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 これをもって、一般会計及び各特別会計の決算概要に対する質疑を終結いたします。

次に、健全化判断比率報告について、説明を求めます。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 それでは、平成29年度決算における健全化判断比率等の状況につきまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

失礼して、座らせていただきます。

恐れ入りますが、資料7の平成29年度健全化判断比率等報告書をご用意いただきたいと思っております。

まず、1ページ目をごらんください。

はじめに、1つ目の指標でございます「実質赤字比率」でございます。この指標は、地方税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等におきまして、歳出に対する歳入不足額、いわゆる赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模の額で除した比率でございます。

平成29年度の一般会計における実質収支額は2億3,254万5千円の黒字となりましたことから、実質赤字比率は、-3.92%となり、前年度の-4.43%と比較しますと、0.51ポイント悪化をしております。

なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて11.25%から15%までの間とされており、本町の早期健全化基準は14.48%となっております。

また、財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とされているところでございます。

次に、2つ目の指標でございます「連結実質赤字比率」でございます。

この指標は、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体を一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率でございます。

平成29年度の連結収支が、7億2,406万円の黒字となりましたことから、-12.21%となり、前年度の-6.99%と比較しますと、5.22ポイント改善をしております。

黒字額が増加しました主な要因といたしましては、公共下水道事業特別会計において、翌年度からの地方公営企業会計への移行に伴い、3月31日付で打ち切り決算をおこなったことにより、平成29年度歳出予算で未払金が発生し、その財源に相当する黒字額

が発生したためでございます。

なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準が実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業等における経営健全化等を踏まえ5%を加算し、市町村につきましては財政規模に応じ16.25%から20%の間とされており、本町の早期健全化基準は、19.48%となっております。

また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市町村は30%とされているところでございます。

次に、3つ目の指標でございます「実質公債費比率」でございます。この指標は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費をその団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除した比率の3カ年の平均値でございます。

平成29年度は、6.8%となり、前年度の6.5%と比較をいたしますと0.3ポイント悪化をしております。

この主な増加要因といたしましては、公共下水道事業特別会計分の準元利償還金の算出基礎となる一般会計からの繰出基準が、従来の県基準から国基準へと全国的に統一され変更となったことによるものでございます。

なお、この比率の基準につきましては、早期健全化基準は、現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とされております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される基準とされている35%とされているところでございます。

また、当町の実質公債費比率と全国の団体との比較でございますが、恐れ入りますが、7ページをごらんいただきたいと思っております。7ページの表の下から1行目と2行目のa a欄とz欄でございます。平成28年度では、z欄の全国町村平均7.7%、a a欄の全国市区町村平均6.9%のいずれも下回る結果となっているところでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

次に、4つ目の指標である「将来負担比率」でございます。この指標は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除した比率でございます。

平成29年度は、早期健全化基準350%に対し56.7%となっており、前年度の38.6%と比較をいたしますと18.1ポイント悪化をしております。この主な増加

要因といたしましては、公共下水道事業特別会計の起債残高に対する一般会計の負担総額において、先ほど実質公債費比率のところでも申し上げました繰出基準額の算出方法の変更に伴い、大幅な増となったことによるものでございます。また、当町の将来負担比率と全国の団体との比較でございますが、恐れ入りますが、9ページをごらんいただきたいと思っております。

表の下から1行目と2行目でございますが、平成28年度では、全国町村平均1.4%、全国市区町村平均34.5%のいずれも上回る結果になっているところでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りをいただきたいと思っております。資金不足比率でございます。水道事業会計は、3億5,282万9千円の剰余額、公共下水道事業特別会計は、2億5,364万4千円の剰余額がそれぞれ生じており、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりません。

なお、公共下水道事業特別会計の剰余額につきましては、連結実質赤字比率のところでも申しあげましたように、打ち切り決算を行ったことによるものでございます。

最後に、12ページをごらんいただきたいと思っております。本町の健全化判断比率等の推移をとりまとめたものでございます。

実質公債費比率につきましては改善傾向にありましたが、平成29年度では、算出方法の変更等により、若干悪化しており、3か年平均の数値でありますことから、この傾向は続くと見込んでおります。また、将来負担比率につきましても、悪化傾向になっておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、「平成29年度決算における健全化判断比率等の状況について」のご報告とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 それでは、これをもって、健全化判断比率に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第2号 平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審査を行います。

理事者の説明を求めます。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 それでは、はじめに議案書を朗読させていただきます。

認定第2号

平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成30年9月3日提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、失礼して座らせていただきます。

資料として、ご用意いただきたいものにつきましては、資料3の主要な施策の成果報告書と資料5の決算附属参考資料でございます。

それでは、一般会計の歳入決算の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料3の主要な施策の成果報告書の51ページをお開きいただきたいと思っております。第2表 平成29年度一般会計歳入決算の内訳でございます。

平成29年度の歳入決算額は、第2表の一番下の合計欄でございますが、90億758万円で、前年度の決算額と比較して5,101万円、0.6%の増となったところでございます。

表の一番上の町税の決算額は29億2,879万1千円で、前年度と比較して、2,933万9千円、1.0%の増となっております。その内訳といたしましては、次の52ページをお開きいただけますでしょうか。

第3表 平成29年度町税決算の状況をごらんください。表頭の比較の増減額のところでございますが、下から3行目のたばこ税が405万3千円減収となったものの、上から1行目の町民税が1,259万3千円、上から4行目の固定資産税が1,648万5千円増収するなど、その他税目がすべて増収となりましたことから、町税全体としては、増となったところでございます。

また、目的税である都市計画税の用途につきましては、恐れ入りますが、資料5の決算附属参考資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。

平成29年度の都市計画税収入額は、下の表の真ん中の欄でございますが、1億2,882万5千円で、下水道事業、そして、これまで都市計画事業として借入れを行った町債の償還金に充当しております。

これら都市計画事業に要する一般財源の総額は、上の表の一般財源の合計欄でございますが、4億8,561万円で、都市計画税収入の全額を充当しているところでございます。

恐れ入りますが、資料3の主要な施策の成果報告書の51ページにお戻りいただきたいと思ひます。町税とともに町財政の大きな柱であります、下から7行目の地方交付税についてであります。決算額は25億7,836万円で、一億総活躍社会関連施策の充実や臨時財政対策債償還費の増などに伴う基準財政需要額の増や、国の算定上の各種交付金額の減などに伴う基準財政収入額の減により、地方交付税全体では、前年度と比較して6,644万1千円、2.6%の増となっております。

次に、中段の地方消費税交付金についてであります。決算額は3億6,567万7千円で、前年度と比較して581万7千円、1.6%の増となっております。

その金額の内、消費税率引上げに伴う社会保障財源交付金分につきましては、恐れ入りますが、資料5の決算付属参考資料の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成29年度の社会保障財源交付金収入額は、下の表の真ん中の欄でございますが、1億6,768万5千円で、社会保障施策に要する一般財源への充当割合は11.3%となっております。

恐れ入りますが、資料3の主要な施策の成果報告書の51ページにお戻りいただきたいと思ひます。

次に、下から5行目の国庫支出金についてであります。決算額は10億4,127万4千円で、保育所等整備交付金、文化財保存整備費等補助金、障害者自立支援給付費負担金などが増額となったものの、臨時福祉給付金給付費補助金、地方創生加速化交付金、社会資本整備総合交付金などが減額となったことから、前年度と比較して5,168万7千円、4.7%の減となっております。

次に、その下の県支出金についてであります。決算額は6億3,335万9千円で、参議院議員選挙費委託金などが減額となったものの、文化財保存整備費等補助金、震災対策農業水利施設整備事業費補助金、子ども医療費補助金、衆議院議員選挙費委託金などが増額となったことから、前年度と比較して6,963万6千円、12.4%の増となっております。

次に、その下の町債についてであります。決算額は4億3,560万円で、臨時財政対策債、学校教育施設等整備事業債などが増額となったものの、流域対策施設整備事業債、まちづくり事業債、道路橋りょう環境整備事業債などが減額となったことから、前年度と比較して2,600万円、5.6%の減となっております。また、その他の歳入としまして、上から4行目の財産収入についてであります。決算額は5,646万3千円で、町有地の売却収入や西和衛生試験センター組合の残余財産収入などにより、前年

度と比較して4,724万2千円の増となっております。

最後に、その下の寄附金についてであります。決算額は8,139万1千円で、企業版ふるさと納税として7,000万円の寄附を受けたことから、前年度と比較して6,640万9千円の増となっております。

以上で、歳入決算状況につきましての概要説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 これをもって、一般会計歳入全般に対する質疑を終結いたします。

ここで、理事者入れ替えのため、10時30分まで休憩いたします。

( 午前10時08分 休憩 )

( 午前10時28分 再開 )

○小村委員長 再開いたします。

それでは、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行います。

初めに、第1款 議会費について、説明を求めます。

真弓議会事務局長。

○真弓議会事務局長 それでは、第1款 議会費の決算概要について、ご説明申し上げます。失礼ですが座って説明させていただきます。

主要な施策の成果は58ページをごらんいただけますでしょうか。

平成29年度の議会費の歳出決算額は、1億110万3,797円となっており、前年度と比較して、137万5,372円減少いたしました。減少の主な要因は、議員1名の失職による報酬等の減少でございます。

それでは、事業別施策の取組み状況について、ご説明申し上げます。

まず、定例会・臨時会及び委員会の運営についてであります。

初めに、定例会・臨時会の開催についてですが、定例会を4回、臨時会を1回、開催いたしました。町長提案の議案数は89件で、すべて原案可決となっております。議員発議及び委員会発議の議案につきましては、核兵器禁止条約に速やかに署名し批准を求める意見書や、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてなど、意見書2件、その他2件を可決しております。

次に、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の開催についてですが、延べ54回、58日間の開催となりました。また、閉会中の委員会活動として、継続審査案件に

ついて審議を行うとともに、各常任委員会において先進地事例に学ぶための先進地視察研修や現地調査を実施いたしました。

次に、会議録の作成・閲覧ですが、録音音声データ反訳を委託しておりますが、委託するにあたっては、自己作成部分を増やすなどして、引き続き反訳対象時間の縮小に努めております。

次に、議会広報の充実につきましては、年4回発行し、多くの方に読んでいただけるよう、町ホームページにも掲載をいたしております。

以上、簡単でございますが、議会費の決算概要とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

- 小村委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について、質疑をお受けいたしますが、質疑・答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などをお示しいたきましてご質問くださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 小村委員長 ないようですので、これをもって、第1款 議会費に対する質疑を終結いたします。

次に、第2款 総務費について、説明を求めます。

加藤総務部長。

- 加藤総務部長 それでは、総務部及び会計室が所管いたします、第2款 総務費に係る主な施策の実施内容について、ご説明を申し上げます。

失礼して、座らせていただきます。

平成29年度主要な施策の成果報告書の59ページから86ページとなっております。主要な施策の成果報告書の59ページをお願いをいたします。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費でございます。まず、第1目 一般管理費でございます。職員人件費、地域集会所施設整備費等補助、コミュニティバスの実証運行、参加と協働のまちづくりの推進などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、本ページの一番下の「コミュニティバスの実証運行」でございます。バスの台数を2台に増やすとともに、運賃を有料化して運行するコミュニティバスの実証運行を実施いたしました。

次に、60ページをお願いいたします。本ページ、一番上の地域公共交通会議の運営では、斑鳩町地域公共交通会議を2回開催し、昨年10月1日から実施いたしました1日フリー乗車券の発行、難病患者の運賃無料適用、乗継券の発行の3つの利用促進施策の実施等について審議を行いました。

次に、中ほどの地域集会所施設整備等の支援では、南興留第二自治会の集会所の新築など、自治会等が行う地域集会所の整備等の費用に対する補助金を交付し、コミュニティ活動を支援をいたしました。

次に、61ページをお願いいたします。上から2つ目の参加と協働のまちづくりの推進では、協働のまちづくり活動提案事業補助金を9団体に交付し、提案事業を実施していただきました。また、平成30年度の事業提案募集を実施し、住民グループ7団体を内定をいたしました。

次に、その下の住民活動センターの運営では、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、住民活動団体の活動拠点として、生き生きプラザ斑鳩において住民活動センターを運営をいたしました。

続きまして、63ページの第2目 文書広報費でございます。町広報紙の発行、声の広報、町ホームページの運用などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、町制70周年記念誌の作成であります。町制70周年を契機として、本町の魅力を広く内外に発信するため、町制70周年記念誌を作成し、配布をいたしました。

次に、その下の広報紙の充実では、カラーページを増やしたり、平成30年1月よりデザインを一新するなど、より見やすく親しみを持っていただける広報紙づくりに努めたところでございます。

続きまして、64ページの第3目 財政管理費でございます。ふるさと納税事務や財務書類4表の作成などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、財務書類4表の作成でございますが、総務省から要請のありました統一的な基準による新たな財務書類への移行をすすめ、平成28年度決算分の財務書類では、一般会計に加え、特別会計や公営企業会計など町と関連する会計を含めた連結分を新たに作成をいたしました。

次に、その下のふるさと納税等（寄附）の状況でございますが、本町へのふるさと納税の促進を図るために、前年に引き続き、インターネットで申込ができ、クレジット決済が可能なふるさと納税ポータルサイトを活用するとともに、町内事業者や友好都市等事業者の特産品などのお礼の品の充実を図っております。

平成29年度の個人からの寄附額は、前年度から約360万円減の1,139万1,102円となりましたが、歳入で申しあげましたように、企業版ふるさと納税として7,000万円の寄附をいただきまして、まちあるき拠点用地購入費に充当いたしました。

続きまして、65ページの第4目 会計管理費でございます。源泉徴収票等の郵送や歳入歳出決算書の印刷などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続いて、66ページの第5目 財産管理費でございます。役場庁舎の維持管理、基金の運用、普通財産の管理などに要する費用の支出が主な内容となっております。はじめに、上から2つ目の役場来客用等駐車場の管理では、役場東側駐車場において、近隣住民の方から砂埃対策の要望がありましたことから、平成29年度に駐車場の改良工事を実施いたしました。

次にその下、普通財産の管理であります。今後の利活用が見込めない遊休土地につきまして、従来分の追手西団地跡地及び興留5丁目地内町有地の2物件について、平成28年度に引き続き、2回目の一般競争入札による売却をすすめましたが、買受参加者がなく、不調に終わりました。その後、追手西団地跡地につきましては、早期処分を図るため、購入希望者に売却いたしました。興留5丁目地内町有地につきましては、過去の公募の際に問い合わせ等がありましたことから、3回目の一般競争入札を実施したところ、3件の応札があり、落札された法人の方に売却をいたしました。

次に、67ページをお願いいたします。本ページ一番上の役場庁舎の充実では、役場庁舎の非常用自家発電設備について、使用開始から31年を経過しており、経年劣化がすすんだことから、設備を更新しました。また、役場正面駐車場において、雨に濡れることなく車の乗降が可能な障害者用駐車場を確保するための駐車場路面表示を整備をいたしております。

次に、その下の公共施設の電気調達では、施設管理経費の削減を目的に、役場庁舎ほか12施設を対象として、一般競争入札を実施した結果、平成29年4月以降、株式会社F-Powerからの電力供給を受けたところでございます。

続きまして、第6目 企画費でございます。

男女共同参画社会の推進、OA化の推進、地域文化の振興、文化振興財団の支援、いかるがホールの維持管理・運営、町制70周年記念式典などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに68ページをお願いいたします。本ページ一番上の文化振興センターの充実では、大ホールのピンスポットの更新と、空調設備更新を行うための調査設計業務を

実施をいたしました。

次に、その下の文化振興財団への支援では、文化・芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいる公益財団法人斑鳩町文化振興財団を、引き続き財政面から支援いたしました。

続きまして、70ページをお願いいたします。本ページ一番下の町制70周年記念式典の開催では、9月9日にいかるがホールにおいて町制70周年記念式典を開催いたしました。

次に、71ページでございます。本ページ一番上のいかるがホール開館20周年記念事業の実施では、9月9日、町制70周年記念式典終了後に、いかるがホール開館20周年事業として、記念フェスタを開催いたしました。

次に、下から2つ目の町制70周年記念公演の開催では、6月18日に宗次郎オカリナコンサートを、9月24日に相川七瀬・古代舞（米）コンサートを開催いたしました。

次に、72ページでございます。本ページの一番上の事務のOA化の推進では、役場庁舎と公共施設間の光回線ネットワークの維持管理や総合行政情報システムにクラウドを活用するなど日常業務の効率化を図っております。

平成29年度では、社会保障・税番号制度における国と地方との情報連携開始に伴う自治体間連携テスト等をすすめ、また、リース期間の満了した業務用端末等につきまして、県内市町村による共同調達を活用し、機器更新を行いました。

続いて、74ページでございます。下段の第10目 防犯対策費でございます。自治会防犯灯の新設及び維持管理等への助成、地域防犯体制の充実、消防団による年末警戒活動の実施などに要する費用の支出が主な内容となっております。

75ページをお願いいたします。本ページ一番下の防犯カメラの設置でございます。犯罪を未然に防ぐことを目的として、通学路等の街頭に、10台の防犯カメラを設置いたしました。

続いて、77ページをお願いいたします。第2項 徴税費でございます。

はじめに、第1目 税務総務費でございます。職員人件費、臨時職員の雇用及び他団体との協力連携などに要する費用の支出が主な内容となっております。

続いて、第2目 賦課徴収費でございます。町税の賦課徴収事務、町税の過誤納償還金、公金収納の手数料などの支出が主な内容となっております。

はじめに、課税客体の適正な把握と町税徴収率の向上の滞納処分の実施状況でございます。町県民税及び固定資産税償却資産の未申告者に対します申告指導等により、課税

の適正化を図るとともに、滞納整理の早期着手と、誠意のない滞納者に対します滞納処分等、関係法令等に基づきまして、厳格かつ効率的な徴収事務をすすめ、税負担の公平性と公正性を確保し、町税の収入確保に努めたところでございます。

平成29年度では差押が40件、交付要求が12件、合計52件で、滞納額578万8千円について滞納処分を行いました。

また、換価または配当により税に充当したものは、その右隣でございますけれども、50件で、金額は347万7千円となっております。

次に、78ページをお願いいたします。町税の収納率についてでございます。

本ページの上段に現年分、下段に滞納繰越分の状況について取りまとめをしております。平成29年度の町税収納率につきましては、現年分が、上段の表の一番下の右のところでございますが、前年度と比較して0.1ポイント増の99.3%となりました。

滞納繰越分は、下段の表の一番下の右のところでございますが、前年度と比較して、0.6ポイント減の27.8%となっております。

次に、80ページをお願いいたします。不納欠損処分の状況についてでございます。地方税法の規定に基づきまして、表頭の金額の合計欄でございますが、合計で285万7,714円の不納欠損処分を行っております。納税義務者の実人数は40人、延べ件数は95件となっております。これらの不納欠損処分を行いましたものは、滞納が発生した当初から催告等を行ってきたものの、調査等によりまして、処分する財産がないもの、あるいは本人の居所が不明であるもの、また、本人が死亡し、相続人がいないものなどとなっております。

次に、84ページをお願いいたします。はじめに第1目 選挙管理委員会費でございます。選挙人名簿の定時登録や選挙時登録など委員会の開催運営に要する費用を支出をしております。

続いて、第2目 常時啓発費でございます。選挙への関心を高め公正な選挙が行われるよう選挙啓発の推進に要する費用となっております。

続きまして、第3目 町長選挙費でございます。

平成29年10月22日執行の町長選挙の執行に要した費用となっております。なお、衆議院議員選挙と同日施行となりましたことから、共通経費につきましては按分して支出をしております。

続いて、85ページの第4目 衆議院議員選挙費でございます。平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙の執行に要した費用となっております。

続いて、86ページをお願いします。第5項 統計調査費でございます。

平成29年度のまちづくり政策課所管の基幹統計調査は、いずれも、平成29年の工業統計調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、経済センサスとなっております。

次に、本ページの下段の第6項 監査委員費でございます。毎月の例月出納検査及び一般会計・各特別会計並びに水道事業会計に対する決算審査と財政健全化審査を合計で6日間、また、定期監査を5日間実施していただきました。

さらに、財政援助団体等監査といたしまして、公益社団法人斑鳩町シルバー人材センターの監査を実施していただいたところでございます。

以上で、第2款 総務費のうち、総務部及び会計室が所管いたします主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 よろしく願いをいたします。ページの若いところから聞かせていただきますので、最初は、コミュニティバスの件でございます。59ページのところです。

コミュニティバスについては、実証運行ということで、どんな状況かというのを見ておいでですし、ついこの間には新しいアンケートも取ってくださったんですけども、やはりこの2台に増やして行っているというのが利用者の方も減少しておりますし、状況というのはそんなにいいものではないと思います。

それで、この60ページのほうに交通会議の運営というものがございますけれども、この5年間の実証運行のこれから先をどうしていくのかということのを会議で論議されているんだと思うんですけども、平成32年のね、5年目の大きな目標というのが、利用者が4万6,000人ですか、大きな数字が上がってますけれども、今、減少していったという中で、この会議の方向性というかその目標に対してどのように考えていらっしゃるのかというのが聞きたいなというところでございます。

回数がそんなにないのでね、十分な論議というのはどうなんでしょうか。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 ただいま、コミュニティバスについてのご質問でございます。

まず、利用者の減少につきましては、昨年10月から3つの利用促進施策のほうを、この地域公共交通会議の場でも議論をしながら実施をしてきたところでございますが、

抜本的な増加というところにはつながってないところでございます。

こうしたことから、今年度、実施したアンケート調査、こちらをもとに乗ったことがある人、また乗ったことがない人から、それぞれ多様な意見のほうをいただいております。こうしたことに基づきながら、町としてはまず公共交通のあり方ということの方針を検討いたしまして、また、この総務委員会またこの地域公共交通会議のほうで議論をしていくということになろうかと思えます。

地域公共交通会議につきましては、交通事業者のほうなどが参加をされまして、町が実施いたします、この公共交通の施策につきまして既存の公共交通等の整合性等を議論する場というような形の位置づけになってございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

その会議の場では私の今、質問したということとは少し方向が違う話だということとはよくわかりましたが、将来的に利用者も増加をして事業としても成功というか、本当にそういうものを目指しているんだと思うのですけれども、このアンケートの結果も、それから実際に乗られてる方の実績というのも、それからすると随分と遠いように思うんです。そのところはこれからどうしていくかというのはね、もちろん大事なことで、この決算については実際がこれだけだったということでも出てますけれども、大きな課題だと思います。

続いてよろしいですか。

同じコミュニティバスのところで69ページのところに、広告料の収入というのが表の一番下のところにあるのですけれども、この広告料というのは。

ごめんなさい、59ページの一番右下の表ですけれども、どうなんでしょうか、どんな具合と言ったらおかしいですけども、たくさん広告を載せたい人がいて抽せんか何かわかりませんが何かの形でしてるのか、こちらから広告を出してくださいというような働きかけをしないとこれが維持できないのか、その辺を教えてください。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 こちらにつきましては、バスの車体もしくは車内のほうに広告を掲出していただいて、それに対する広告料収入でございます。

広報等で募集をいたしておりまして、ちょうど今、現在の状況では抽せん等になることなく掲載箇所うまく募集をいただいているというような状況でございまして、また、2台になったことによりまして、新たにバスの後ろのところにも1年を通じて掲載して

いただくなど広告料収入が昨年度とも比較しても上がっているというような状況になってございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

どうぞ、ほかの方も。

○小村委員長 ほかにございませんか。

小林委員。

○小林委員 85ページのあたりの選挙費についてなんですけれども、町長選挙に関してですけれども、期日前投票に関する人件費は大体どのくらいかかっているのかなあというのは出すのが難しかったら別にいいんですけども。

といいますのも、最近ですね、期日前投票がどんどん混んでくるのかなあと思ひまして、様子を見させていただくと、あの通路の中に人があふれているようなときも場合もありますので、来年の統一選挙のときですね、会場をもう少し地下とか広いところですかですね、もうちょっと期日前投票にせっかく来ていただいた方がその様子を見て、混み過ぎてから何十分も待たなあかんからもう帰るわという状況の改善については、この町長選挙を受けてどのように次回、考えておられるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 今回の町長選挙また衆議院議員の選挙につきましては、同日選挙となったということで、特に期日前の投票者数につきましては、前回平成26年の衆議院議員の分の実績と比べて、今年度は約2倍の期日前投票者数があったという状況でございます。

こちらの要因として私どもが分析しておりますのは、特に台風の接近が当時、予測されておりました、メディアでも「当日ではなく期日前投票を利用するように」というような呼びかけが積極的になされたというようなことが今回、要因となっていると思ひます。そうしたことから、期日前投票につきましてはその状況等を見ながらですね、今後の方針を検討してまいりたいということで、場所等につきまして検討してまいりたいということで考えております。

また、期日前投票につきましては現在、臨時職員のほうを雇用いたしまして、その事務に当たっていただいているということで、主なその経費といたしましては人件費という形に、その賃金という形になっております。

○小村委員長 期日前投票にかかったお金って、今、小林委員聞かれていると思うんですけども、それはわかりませんか。

(「わかりません。」との声あり)

○小村委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

平川委員。

○平川委員 まず、防犯カメラの設置で、予算額に対して支出した金額が半額くらいになっているというのは、これは理由は何なんでしょうか。

6 ページですね。主要な施策の成果報告書。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 こちら、防犯カメラの設置につきましては、リース料として計上しております。当初、夏ごろからの設置を目指しておったんですけれども、警察等の協議等によりまして場所の選定のほうに時間のほう等がかかりまして、実際、設置いたしましたのが平成30年1月からの稼働となっておりますことによりまして、その分のリース料のほうが少なくなっているということで、この決算状況となっているところでございます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 それと次、9 ページなんですけど、これもまち・ひと・しごと創生総合戦略の決算額が予算に比べてかなり低くなってるんですけど、これはその会議の開催数が少なかったとかそういうことですか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 すみません、こちらにつきましては、まち・ひと・しごとの創生会議のほうは予定どおり回数、行われております。

その予算の中でですね、参与という方に来ていただいていたんですけれども、その方ですね、ご都合等でその回数分、来られなかったという分の予算執行なしでございます。

以上でございます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 何回、開催されていて、何回その参与の方が来られなかったのかということと、今後、引き続き開催するときに、その方が今後も来られないというわけではなく、たまたまその日が予定があつて来られなかったというだけなのですか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の会議につきましては、毎年1回の開催でございます。1回、そのとおり開催されたものでございます。

参与につきましてはですね、もともとですね、平成28年度までの任期で来られてた方でいらっしゃるしまして、29年度につきましてはですね、必要があれば来ていただいたというものでございまして、予算はですね、前年どおり組んだのでございますけれども、もう期限も切れていたということでそれほど来られなかったということでございます。

今年度につきましては、もう前々年度に期限が切れておりますので、来ていただけない状況でございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 わかりました、ありがとうございます。

それと、71ページのこのプロモーション映像の動画サイトで公開したというアクセス数と、あと効果についてはこれだけの費用を支出してやった効果というのはある程度認識されているのか、そのあたりわかりますか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 プロモーション映像についてのご質問でございますけれども、こちらはですね、ホームページで公開しておりますけれども、そのアクセス数につきましては町のホームページと一括でですね、出るものでございます。

ただし、その町のホームページにつきましては前年度よりも増えているものでございます。

その効果につきましてですけれども、外国人の方にもわかりやすいように英語と日本語、二重表記にしておりますので、多くの方に見ていただけるようになったのではないかと考えております。

また、ユーチューブでも「Welcome to IKARUGA」という名前で見られるようにもさせていただいているところでございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 あと、76ページのこの空き家対策なんですけれども、これは決算額ゼロなんですけれども、せっかくこういう事業を実施したけれども利用者がなかったというのは、これはどういうふうに分析されているのでしょうか。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 この空き家対策の実施につきましては、補助事業といたしましては②の老

朽危険空き家の除却、③の空き家利用の促進ということで、担当課としては都市整備課のほうにはなっております。特にこの空き家利用促進につきましては相談等がありましたけれども実際の申し込みまでには至らなかったということで聞いておりますが、実際にこの空き家の適正管理、促進していく中ではこういった補助制度を活用しながら空き家対策の実施に努めてまいりたいということで考えております。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 例えば、その要件がですね、利用する人のニーズとちょっと合致していないから利用が少ないとか、ちょっと利用する仕組みが難しいとか手続が難しいとか、そういうことがもしあるのであれば改善されたらと思いますし、あと周知とか広報の方法が行き渡らないとかというのであれば、またそこは見直す必要があるのかなと思うんですけども、そのあたりについて、特に何か。

○小村委員長 暫時休憩いたします。

( 午前 11 時 04 分 休憩 )

( 午前 11 時 05 分 再開 )

○小村委員長 再開します。ほかにございますか。

平川委員。

○平川委員 あと、ちょっと全般的なことで、これもここかどうかちょっと私もわからないんですけど、先ほどの監査委員からの意見書の中で、いろいろな施設の今後の改修とか改築については考えていくべきというような意見書がありましたけれども、そのあたりは今後もとか、それに合わせてやってることとか、なにか見通しというのはあるんでしょうか。

○小村委員長 乾副町長。

○乾副町長 全般的なことですので私のほうからお答えさせていただきたいと思うんですけども、平成 29 年 3 月に斑鳩町公共施設等の総合管理計画というのが策定しております。これは基本的なこと、考え方を示したものでございますので、これからまたそれぞれ施設の個別の計画というものをつくっていこうということで、これは平成 32 年度くらいまでにつくっていこうということで、今年度、全体的なスケジュール、これを策定していこうということで思っております。

それぞれ当然、施設は耐用年数も違いますので、それを例えば全面改修していくのか、あるいは建てかえをするのかといったところもございますので、それぞれ個別計画策定していく中で、当然、費用というのも当然変わってまいりますので、今、全部の総合的

なこれから改修していく費用というのはつかんでおりませんが、これから個々にその計画というのを策定していきたいということで。

これについても当然、議会とも相談させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 それは教育施設も含めてということなのかということと、ある程度、監査委員さん意見書にもありましたけど、費用的な部分も含めてどういうふうに支出していくのかということも含めた計画なのか、それとも今、必要な部署、ところの施設が幾つあって、あくまでも施設の改善についての考え方をまとめたものなのか、もう少し費用面も含めたものなのかという、どこまでのものになるんですか。

○小村委員長 乾副町長。

○乾副町長 当然、教育施設も含まれるということでございますけれども、それは今後、おっしゃっているのは、学校の統廃合の関係ということでおっしゃっていると思うんですけど、それはそこまでまだこの計画の中では示していけないと思いますので、それはまた別途、当然、協議していかなければならないと思いますので、その施設を今後、どうしていくのか、どう活用していくのか、廃止というのも含めて検討していくということでございますので、それは当然、この平成32年度が全部できるかどうかはちょっとわかりませんが、順次、策定していくということをご理解いただきたいと思います。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 費用面は。

○小村委員長 乾副町長。

○乾副町長 すみません、費用面は当然どういう形の、建てかえるのか改修するのにかよって費用が変わってまいりますので、これは当然方針が決まったらということになると思います。

○小村委員長 ほかにございませんか。

濱委員。

○濱委員 すみません、76ページの空き家対策の実施というところですがけれども、まずその空き家というのが誰も住んでない家ですね。そしたら例えば売却とか売り家になっていたりとかそういうのもあるし、そういうことを全然せずにただあいてるという家もありますけど、ここでいう空き家というのは何か定義とかそういうものはどうなんですか。

○小村委員長 課長いけますか。所管的にいけますか。

暫時休憩いたします。

(午前 11時10分 休憩)

(午後 11時13分 再開)

○小村委員長 再開いたします。

濱委員。

○濱委員 すみません、空き家の適正化で管理の促進ということで、適正管理に関するチラシを一緒に送ってくださってるということですが、この空き家というのはどのようなものが対象とされているのでしょうか。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 空き家につきましては、建物が使用されていない状態ということのを空き家として考え、この所有者への啓発につきましては、その空き家のうち適正管理がなされずに放置されてしまうということになりますと、社会上、問題になってしまうケースもありますことから、この固定資産税納税通知書で斑鳩町に土地または建物を所有している人、全てにこの啓発チラシを送付させていただいているというところでございます。

○小村委員長 ほかに、よろしいですか。

坂口委員。

○坂口委員 すみません、67ページの非常用自家発電設備の更新というのがあるんですけど、この自家発電設備というのは場所はどこになりますか。

○小村委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 役場の自家発電設備の場所ですが、地下の機械室となっております。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 この地下というのは以前も電算室があって、それが水ついて電算室を上へ上げたということを記憶しているんですけど。水没したことってなかったでしたっけ。

○小村委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 電算室につきましては、一部、水がついたことがございますが、10年以上前の話でございます。機械室については水がついたことはございません。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 今の台風等で結構、水の被害もあったように思いますので、その辺、大雨が万が一あった場合、対応は大丈夫なのかなということで質問させてもらってるんですけど。

○小村委員長 加藤総務部長。

○加藤総務部長 今、電算室の水ついたところなんですけど、原因のほうは降雨によるものではなくて、一部、配管のところの水漏れでつかったということでございますので、ちょっと事情が違いますので、その辺だけご理解賜りたいと思います。

○小村委員長 ほかによろしいですか。

濱委員。

○濱委員 64ページのふるさと納税のことですけれども、企業版というふうになって一般って言うていいのか、普通の分ですけれども、その返礼の品というものをちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、友好都市とかのものもお使いになっているというふうに聞こえたんですけども、どのようなものを用意されてるのかとか、それから寄附額に対しての割合というのが、全国的にも豪華なものを返礼品にするところにふるさと納税が集中しているという、すごい金額が集まっているというところもありますけれども、その返礼品のことについてちょっと詳しく教えてもらいたいです。

○小村委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 まず、友好都市のふるさと納税に対する返礼品についてでございますが、友好都市等の特産品を入れておまして、まず飯島町の農産物ですとか、あと観光の連携協定を結んでおります松山市のほうから「せとか」ですとかそういった農産物の返礼品を現在、品揃えとして含めているところでございます。

あと返礼率についてですが、今、マスコミ等でもいろいろ言われておりますが、当町につきましても、返礼品の割合、3割を守っているところでございまして、3割以下となっております、以上でございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 町内のもので返礼品に充てておられるものがあつたら教えていただきたいのと、なんて言うのか、人気のあるものというような傾向がありますか。選べるんですね、幾つかの中から。その辺を教えてください。

○小村委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 ふるさと納税返礼品につきましても、寄附額に応じて品物を選べるようになっていっているところでございます。

町内の返礼品で主なものとしましては、あられですとかあと梨ですとかあと苺ですとか、農産物が人気があるんですけども、品揃えというかお送りできる個数に限りございますので、一番町内で多いのはあられとなっております。以上でございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 あられは日もちもするしというようなことでもあると思うんですけども、先ほど、飯島とか松山の農産物ということですけど、これも季節とかがありますね。ですけど、選ぶほうはその季節のことだとかを考えて日もちのするあられにされているのかもわかりませんが、農産物というか町内産の梨とか苺に比べて先ほどの紹介のあった飯島ですとか松山市の農産物とかその辺というのは人気のほどはいかがなんでしょうか。

○小村委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 人気順で言いますと、松山市のJAのほうから提供いただいておりますミカンの種類で「せとか」というのがあるんですが、それが一番多くなっておりまして、数としましては全体で1,100ちょっとあるんですが、その半分くらいを占めているところでございます。

飯島町につきましては、お米ですとかリンゴを使ったお菓子ですとかはあるんですが、リンゴそのものというものは提供いただいている状況でございまして、数としてはかなり少ない状況となっております。以上です。

○小村委員長 他にございませんか。

濱委員。

○濱委員 次、すみません、70ページです。

女性総合相談の実施ということで聞きたいんですけども、28年度も29年度も回数相談日が24回、相談のところを設けてくださったということですけども、相談の人数はちょっと減ってるということで6人ということですね。相談回数が述べ9回ということですけども、この相談日は場所を設けて、この日が相談日ですよということでお知らせをしてですけども、実際に相談に来ようと思う方は、結果的に少ないので順番の取り合いとか、待たなくちゃならないということはないのかもしれないですけども、あらかじめ申し込みをされるとか何かそんなようなことでおいでになってるのでしょうか、そこはどうでしょうか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 女性相談、毎月第2金曜日の午前と第4金曜日の午後に開催させていただいております。広報誌に毎月、掲載させていただいております。

申し込みにつきましては、事前に電話予約で優先的に予約させていただいておりますけれども、当日、来られまして相談の部屋があいてる、先生があいてるときにはそのまま

まお通ししている状況でございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 同じことなんですけれども、そしたら、飛び込みといたらおかしいですけれども、予約とか様子を聞かずに直接おいでになった方もいらっしゃるということでしょうか。数はわかりますか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 少数ですけれども、飛び込みの方もいらっしゃいます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 広報にも必ず開いてるからおいでくださいということでしょうけれども、相談が全然なかったりとか、または時間を相談の方がその時間をそこで待機してくださるということですが、この人数がふえるのがいいのか減るほうがいいのかというのはもう別の問題ですけれども、それだけの回数、それだけの時間というものを確保してるといことからすると、予約制であったりとか申し込みをしてするというようなことでこの24回というのではなくて予約の方に対応するとか、そういうようなことにするというような考えはないですか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 これまでずっと月2回の24回を実施してきたわけでございますけれども、ご意見も頂戴いたしまして、また今後の対応についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 次ですけれども、同じページの今の表のすぐ下のところですが、友好都市交流等の推進ということで、太子町に行ってくださいということですが、実際に出かけていくというか行先となるのは箇所数として1年に1か所なのか、遠いところに行くとか費用がかかるとかいろいろなことがありますので、その辺はどのように決めておられるのかなと思って。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらにつきましては、1年ごとに大阪府太子町、兵庫県太子町に行っておったものでございまして、昨年度は太子町、兵庫県太子町でございまして、兵庫県太子町の太子あすかふるさとまつりと、その後、姫路城に行っております。

大阪府太子町のときには、大阪府太子町のお祭りとかミカン狩りに行っておったもので

ございます。以上です。

○小村委員長 ほかにありませんか。

濱委員。

○濱委員 その次のページ、71ページですけれども、町制70周年記念の切手の発行ということですが、これはきれいな切手でいろいろなときに販売もされてきたけれども、この支出額というのは、デザインとか印刷とかそういったこともあると思いますけれども、実際に販売をして実績というか、手持ちでどのくらい持っておられるのか、もう完売してしまったのか、その辺のことを教えてください。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらにつきましては、1,230円で作成しまして1,000シートを作成したものでございます。販売額につきましては1,300円となっております。

記念切手ですね、販売状況でございますけれども、30年度まで9月6日現在です、871を売り上げまして、在庫129を残しておるところでございます。以上です。

○小村委員長 ほか、ございませんか。

伴議長。

○伴議長 59ページのコミュニティバス、一番下のやつですねんけど、アンケートをとっていただいて、そして言わば使いづらいとっておられる、以前に比べて使いづらいとっておられる町民さんの声を聞くんですが、やっぱりこれ変えていただくタイミングとして、できるだけ早くやはり今の形から、また新しい何かの形に変えていただきたいという声が多い。

ちょっとこれ、副町長にお聞きしたいんですが、来年の春年度くらいを目途で考えていただいているのか、もっと長期、公共交通の会議ですか、その関係がそんなに簡単に換えられないものなのか、アンケートをとられたときに非常に、ある程度、迅速にという声があるんですが、そのあたりどんなものでしょうか。

○小村委員長 乾副町長。

○乾副町長 先日、アンケートをとらせていただいて、住民さんの意向というのも出ておりますので、それも加味した中で早急に、今、2台で走っておりますので、なかなか利用促進もしましたけれども、なかなか乗っていただけないという中で、やはり乗っていただけるようにということで、できるだけ早くちょっと変更というような形でさせてい

ただきたいと思いますので、また担当常任委員会にもご相談させてもらわないとあきませんし、また地域公共交通会議にも諮っていかなければならないと思いますので、タイミングとしては、できれば来年の4月から、新年度からできるようにというような形で進めさせていただきたいなというふうに考えておりますけど、いろいろな事情の中でどうなっていくかわかりませんが、町としてはできるだけ早く変えていきたいというふうに考えております。

○小村委員長 ほかにございませんか。

濱委員。

○濱委員 72ページが一番上ですけども、ちょっと言葉というか、どういうふうなことかわからないので聞くんですけども、この共同調達による機器更新を行ったということで、この共同調達というのはどんなシステムなのか。

○小村委員長 福居財政課長。

○福居財政課長 共同調達につきましては、パソコン等を入れかえる際に各市町村でそういったパソコンの入れかえ等ございます。そのパソコンを県内市町村まとめて入札にかければ安くなるのではないかとということで、県の電子自治体推進協議会というのがございまして、そちらのほうで奈良県と県内市町村とまとめて入札を実施するものでございます。そちらで昨年度、役場庁舎内の端末について一括更新したということでございます。

○小村委員長 ほかにございませんか。

濱委員。

○濱委員 同じ72ページですけども、今のところの次の段ですけども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進というところで、創生会議を開催したということですけども、この執行額が12万2,000円ですけど、当初予算のところには77万9,000円というふうにあったんですけど、ここのところ教えてください。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらにつきましては、会議の開催費とですね、あと参与という方が地方創生でいらっしゃったんですけども、その方の人件費等があったものでございまして、その参与の方がですね、前年度にですね、任期が切れておりまして、引き続き必要に応じてお越しいただくということでございましたが、それほど必要もございませんでしたことや、その方のご都合等で来られませんでしたことから、このような執行率が低くなったものでございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 今の参与の方がいらっしゃらなくても会議自身はそれでいいということとして理解してもいいですね。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 はい、大丈夫でございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 61ページの参加と協働のまちづくりの推進と住民活動センターの運営なんですけれども、平成30年度の他の内定団体7団体のうち30年度が新規だったものというのは何団体あるのかということと、あと、平成29年度の9団体のうちの新規というのは何団体なのかわかりますでしょうか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 平成30年度は新規の団体が1団体でございます、平成29年度は新規の団体が5団体でございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 以前、昨年のおきの決算だったか予算だったかちょっと覚えてないんですけども伺ったときに、1団体の3年間であれば新たないろいろな展開を含めていけば更新することができるという説明だったと思うんですけども、今後30年度、新規が1団体でほか6団体が前年度からの引き継ぎとなってくると、今後ちょっと先細りしていくんじゃないのかなという心配があるのと、私もこの活動の提案事業を活用させてもらっているいろいろなことをさせていただいてるので、すごくいい事業だなあというのは、いろいろな方が住民の人の思いとか提案をうまく反映させてまちづくりに役立てていくという意味ではいい事業だと思うんですけども、なかなかちょっと新規の人がふえていかないというのは、ちょっと今後のことについては心配かなあと思うんですけども、この平成30年度新規が1団体という状況をどのように分析されているのかということと、それから、今後、どのように、一応、平成31年度についても、もう募集は始まっていますけれども、先々のことも含めてどういうふうに今後進めていかれようと考えておられるのか、もしある程度、方針があるのであればお聞かせください。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 30年度新規が1団体であったことについてなんですけれども、そちらにつきましても1つ新しい団体が協働で活動できたということで、よかったというふうに思っております。

それからですね、今後について、先細りの可能性があるというご心配をいただいているんですけども、だんだん協働のまちづくりが進んでいくにつきまして、住民さんの間で少し誤解というか噂みたいなものもございまして、例えばですね、「協働というものに参加すれば補助金がもらえるらしい」とかというお話なども出ておりますけれども、このあたりやはり役場職員も、そして団体様にも、もう一度確認という意味で、必ず行政と目的・目標を共有した事業につきまして、協働のまちづくりとして支援させていただいて一緒にしていく、そして、それにつきましては3年間という中で自立を目指していただくというスタンスに再度、確認させていただきたいと考えておりまして、先日の協働のまちづくりの提案事業の説明会におきましても、そちらを重点的にご説明させていただいたところでございます。

また、協働のまちづくり推進委員会のほうで、「役場のほうがどういったことを協働で求めているのかというメッセージ性が弱いのではないか」というご指摘もいただいております、この点も踏まえまして、これまでは参考にこんな活動もありますよというものを提示しておりましたのを、今年度から行政が住民さんと一緒にやっていきたい、協働事業としてやっていきたい事業をですね、具体的に記載いたしまして募集を行っているところでございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 斑鳩町だけじゃなくていろいろな自治体さんでそういう協働というのはますます進んでいくことなので、より効果のある形で進めていっていただけたらと思います。

○小村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 ないようですので、これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 それでは、第6款 商工費に係る主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申し上げます。失礼して、座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の154ページから159ページとなっております。はじめに154ページをお願いいたします。

まず、第1目 商工総務費でございます。職員人件費に要する費用の支出が主な内容となっております。

続いて、155ページの第2目 商工業振興費でございます。商工会の支援や商工業者債務保証料補給支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、本ページ一番上の商工会に対する支援であります。地域経済活性化のため地域振興事業、創業、経営革新への支援事業に取り組んでおられます商工会を引き続き財政面から支援をいたしました。

次に、一番下の創業支援事業の実施では、観光振興及び産業振興を図るため、地方創生推進交付金を活用して、創業支援を総合的にすすめてまいりました。このなかで、創業支援相談を定期実施するとともに、創業支援セミナーや女性就業支援セミナーの開催などの創業支援事業を実施をいたしました。また、創業支援センターを神南5丁目地内に設置することとしまして、その設計業務を実施をいたしております。さらに、町単費で創業支援促進事業補助を行い、この制度を利用して7件の新規創業がございました。

続きまして、156ページの第3目 観光費でございます。歴史街道推進協議会など関係機関との連携、観光協会の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、本ページの一番下の奈良市・斑鳩町連携誘客の推進でございます。奈良市との地域間連携による観光プロモーションを共同実施し、平成29年度では、修学旅行誘致活動を共同実施いたしております。

次に、157ページでございます。本ページ一番下の観光協会に対する支援では、町観光情報の発信と各種イベントの開催による観光客誘致等に取り組んでおられる観光協会を引き続き財政面から支援をいたしました。

続いて158ページです。第4目 観光会館費でございます。観光会館の施設の維持管理に要する費用となっております。観光会館につきましては、平成30年6月18日に発生いたしました、大阪府北部を震源地とする地震により、外部支柱の一部破損など、当該地震の影響を受けましたことから、利用者の安全を考慮し、当分の期間において観光会館の使用を中止しているところでございます。

続きまして、第5目 歴史街道ネットワーク事業費でございます。観光ルートサイン等の整備やまちなか観光の推進などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、観光ルートサイン等の整備では、社会資本整備総合交付金を活用し、斑鳩町の歴史的文化遺産や史跡などの観光資源を快適に散策、回遊できるよう、観光ルートサイン2基を整備いたしました。

次に、その下のまちなか観光の推進では、滞在型観光、まちあるき観光への転換によ

る地域経済の活性化のため、宿泊施設、店舗等のまちあるき拠点を法隆寺周辺に誘致することを目的に、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者の募集に向けた準備をすすめました。また、企業版ふるさと納税を活用し、まちあるき拠点用地を購入をしております。

続いて159ページの第6目 iセンター・観光自動車駐車場管理運営費でございます。法隆寺 iセンター及び観光自動車駐車場の維持管理・運営に要する費用となっております。

以上で、第6款 商工費のうち、総務部が所管いたします、主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

濱委員。

○濱委員 155ページですけれども、プレミアム付き商品券のことでお伺いをしますけれども、29年度の販売冊数は3,000の予定がこの2,471になったのかということと、予算的には560万のところは執行が480万と、そこを教えてください。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 プレミアム商品券につきましては、平成28年度にも同様な制度で実施したものでございますけれども、そのときにですね、お一人様1冊限りということではさせていただいたんですが、1冊買われた方がですね、また最後尾にどんどん並ばれるというような事態が起こりまして、この役場の庁舎で販売したのでございますけれども、大変な混雑でございました。

こういった反省点からですね、商工会様とも平成29年度の実施に関しましては、プレミアム商品券の販売に関してですね、事故等が起こってはいけないということを最優先に考えまして、引きかえ券を持っている人がその引きかえ券の枚数分だけ買えるという制度にさせていただいたものでございます。

会場もより安全なようにということで、いかるがホールで実施させていただいたものでございますけれども、昨年は大きな混雑もなく一日目の販売を終了したわけでございますけれども、2回並ぶことがこの仕組みでできない構造になりましたものですので、欲しい人が限られていたということでございますでしょうか、最終的に販売期間を終えましてもそのプレミアム商品券が全て完売しなかったものでございます。このことから、予定しておりました予算額に到達しなかったというものでございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 その引換券はちゃんと住所というか個人を特定した申し込みをするから、引換券を二重にもらうということはできなかったわけですね、それは。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 引換券の配り方についてだったんですけども、これは広報誌に1世帯に1枚ずつ挟みましてさせていただいたものでございまして、例えば、ご親戚の方とかご近所の方とかから預かってこられた方も確かにおられましたけれども、そういう制度のほう gewünschtけれども、ご高齢でなかなかその販売場所にも来られない方もご近所の方に頼んだりとか、家族の方に頼んだりできるということがいいのではないかとということで、商工会様ともお話しさせていただきまして、引換券のある人だけが買えました。ただし、その方の住所を特定したりですとか、お名前を特定したりするものではございませんでした。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 厳密には1人1つではない可能性はあるというふうに理解していいんでしょうか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 はい。厳密に管理まではしておりません。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 同じページでお聞きします。創業支援事業のところですけども、創業支援の力を入れてされたんだと思うんですけども、この効果というのかその辺のところはどうなんでしょうか。効果というか実績を少し教えていただきたいです。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 3か年でですね、地方創生推進交付金を受けまして創業支援事業に取り組んでおるところでございましてけれども、創業支援相談とですね、創業促進事業補助制度を組み合わせまして、創業支援を進めてきたところとございましてけれども、その創業促進事業補助制度につきましては、補助件数7件ということとございましてですね、予算もほぼ執行という結果になっておりますので、創業促進に役立ったのではないかと考えておるところでございまして。以上です。

○小村委員長 奥村委員。

○奥村委員 158ページの観光会館の維持管理というところとございましてけれども、観光会館は本当に老朽化して建てていただいて数十年ということと、今までも便利に使わ

せてはいただいておりますけど、やはり危険を伴ったものであったと思います。

先ほど、部長のほうからは当分の期間中止ということで表現なさいましたんですけれども、今後、町として観光会館のあり方というのはどういうふうにご考えておられるのか。このまま継続するとしたら、この三十数万円のお金をこのまま、また積み重なっていくということになりますので、町としてどのようにこれから先のことはお考えでしょうか。

○小村委員長 加藤総務部長。

○加藤総務部長 地震の関係を受けてやっぱり古い建物ですので、一部支柱ですとか、壁にクラックが入ったりしておりましたので、現状では一般にお貸しするのは難しい状況でございます。

この中で、来年度に向けまして、改めて改築、修理するのか、取り壊しするのかというのを今年度で方向性を決めて、来年度予算に向けて内容のほう決めてまいりたいと思いますので、その辺、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○小村委員長 ほかにございませんか。

濱委員。

○濱委員 ページで言いますと、156ページでございます。物産交流の推進のところで出店イベント数が10ということですが、これをちょっと、町内、町外あると思うんですけども、教えてください。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 友好都市等で開催される各種イベントにつきましては、これは町内のものは含めておりませんで、全て町外のものでございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 どの都市かをざっと教えていただけたら。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 すみません、昨年度ですね、物産交流を行っておりますのは奈良県安堵町、神奈川県小田原市、岩手県大槌町、長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町、東京都葛飾区、大阪府太子町、そして奈良市とあとは平群町の10か所でございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。遠いところには出店だとか行かれる方の人数とかも制限があると思いますが、先ほどの大阪の太子町とか近いところだったらたくさんですし、商工会とかの協力とかもあるというふうに聞いてるんですけども、大体どのくら

い的人数が行かれたとかいうのはわかりますか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 近いところにつきましては、竜田揚げ協会さんのほうにもお声かえさせていただいております。竜田揚げ協会さんが行かれますと、やはりそこに2人から3人さんが行かれますのでそこで数が倍にふえるんですけども、単純に物産販売だけでございましたら3人程度でいつも行っているものでございます。

そこには職員が2人とあとはキャンペーンレディーさん、ことしはキャンペーン大使さんになってますけれども、に、お願いしているのが多いということでございます。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 続いて申し訳ない。その次の欄ですけれども、奈良市・斑鳩町連携誘客の推進ですけれども、この文章を読ませていただいたら、修学旅行誘致事業として四国の愛媛県、徳島県、香川県及び神奈川県内の旅行代理店から各県の教育委員会を訪問ということですが、修学旅行に、奈良県に来たら法隆寺さんに大体は寄ってくださると思ってるんですけども、奈良県に修学旅行に来る県は、ここに載っているところだけではないと思いますけども、どのような行き先だったりとかは、毎年、工夫をしているのか、例えば、松山市だったら友好都市だから必ず行くとか、PRしに行く先というのはどんなようなことで決めてはるのでしょうか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらにつきましては昨年度のみ行ったものでございまして、毎年、行うものではございません。奈良市と斑鳩町の連携誘客の推進にかかりまして、毎年どのような事業をするか、奈良市さんと相談させていただきまして、行っているものでございます。

29年度につきましては、修学旅行の誘致に奈良市さんと一緒に行かせていただいたものでございます。

その選定につきましてはですね、奈良市さんのほうがいろいろなノウハウをもっておいでしたので、奈良市さんのほうで最近、力を入れていきたいPR先として四国と神奈川県横浜界限なんですけれども、選定されたものに一緒に行かせていただいたものとなっております。以上です。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。奈良市さんと一緒ということなので選定というのも奈

良市がされたところに一緒に伺ったということですが、この平成29年が初めてということですが、この修学旅行の誘致事業というのは何も29年に初めて修学旅行生を呼ぼうというふうに思ったわけではなくて、もう随分と昔からね、来てほしいなあという気持ちがあったと思うんですけども、これまでのPRの仕方とかそういうふうなものはどういうふうな経過があるのですか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 例年ですとですね、こちらにつきましては奈良県のほうに修学旅行の誘致の協議会がございまして、そちらに斑鳩町も加盟しておりまして、そちらのほうでですね、一緒に合わせてパンフレットを配っていただいたりだとか、あと東京事務所の方が首都圏の界隈の学校に訪問していただいて、斑鳩町も含めまして奈良県に修学旅行に来てくださいというPRを行っていただいているものでございます。以上です。

○小村委員長 ほかにございませんか。

平川委員。

○平川委員 7ページですけれども、観光ルートサインの整備というところで、私も前に質問させていただいたんですけど、予算600万円ですが、支出が約854万円というところのふえてる要因というのはどういうところなんでしょうか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 平成28年度と平成29年度のですね、観光ルートサインの事業内容が異なることがまず要因でございまして、平成28年度にサインの配置計画というものを立てております。その配置計画を立てておりますのが、平成28年度の決算額でございまして、平成29年度につきましては、その配置計画に基づきましてサインを実際に2基配置しておりますので、その配置に係る費用について決算額に上げさせていただいているものでございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 当初予算を組んだ金額よりも決算が多いというのはどういう理由ですか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 こちらにつきましてはですね、当初予算額よりも多く費用がかかる見込みになりましたところから、予算流用を年度途中に行ったものでございます。

すみません、なぜ決算額が多くなったかという理由なんですけれども、配備をいたしましたところがですね、法隆寺の南大門前でございまして、こちらが法隆寺さんが底地

を持っておられる場所でしたので、このようなものを設置させていただきたいということでお寺さんのほうにご相談申し上げましたところ、お寺の寺域につけるのならばもう少し計画しているものよりもお寺らしいデザインにしてほしいということをご指導いただきましたので、これに基づきましてもともとつける予定のなかった屋根をサインにつけまして、もともとお寺についてるお寺の南大門前についてる表示についてもちょっと屋根がついたものになってるんですけども、それと似たようなデザインにさせていただきました。これに伴いまして、費用が多くかかったものでございます。以上です。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 ちょっと以前、伺ったときに、観光ルートサインについては県のほうが奈良県内全域統一したデザインのものということで、そのデザインのものを設置しようとすると割と費用がかかるものだという説明を前に受けたんですけども、今後についてもそのルートサインの計画に従って同じようにつけていくという、当初の予定どおりにつけていくという考えなのでしょうか。

○小村委員長 安藤まちづくり政策課長。

○安藤まちづくり政策課長 委員さんがおっしゃいましたとおり、県のサインのガイドラインに沿ってつけますと、非常に高額なお金がかかるということがございます。このようなことからですね、今年度につきましても夢殿の近くでサインの整備計画、整備をしていこうとしているんですけども、もともとの柱から立てていきますと、そのガイドラインに基づきますと非常に高額なお金がかかることが予測されますので、今現在ある柱を残したままに、板だけを現在に合うような避難所もついて、そして新しい施設も入ってるような、また多言語の新しい内容の板に変えさせていただきたいと考えておりまして、いろいろ工夫を重ねながら、もとのあるものを使ったりしながら費用を抑えながら、観光客の方がわかりやすいサイン整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○小村委員長 ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 それでは、これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

( 午後0時01分 休憩 )

( 午後0時59分 再開 )

○小村委員長 それでは再開いたします。

次に、第8款 消防費について、説明を求めます。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 それでは、第8款 消防費に係る主な施策の実施内容につきまして、ご説明を申し上げます。

失礼して、座らせていただきます。主要な施策の成果報告書の170ページから173ページとなっております。

170ページをお願いいたします。はじめに、第1目 常備消防費でございます。奈良県広域消防組合の運営に要する負担金となっております。

続きまして、第2目 非常備消防費でございます。消防団の運営、自衛消防団の支援、消防車両の管理、防災行政無線の管理などに要する費用の支出が主な内容となっております。

171ページをお願いいたします。上から3つ目の消防団資機材の充実では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、消防団の防火衣の更新を行っております。

続きまして、第3目 消防施設費でございます。消防車両の更新、消防コミュニティセンターや法隆寺消防センターなどの消防施設の維持管理、消火栓の充実、消防施設整備の支援などに要する費用の支出が主な内容となっております。

一番下の消防車両の更新では、平成7年の配備後22年が経過した第3分団の輸送車を更新をいたしております。

続きまして、第4目 水防費でございます。水防活動及び台風21号応急対策に要する費用となっております。台風21号応急対策にかかる支出内容につきましては、道路の土砂、藁等の撤去費用及びその処理費用、また、職員の時間外勤務手当などとなっております。

続きまして172ページの第5目 災害対策費でございます。災害物資の備蓄、防災情報メール等の推進、自主防災組織の支援、防災ハザードマップの作成、業務継続計画の策定などに要する費用の支出が主な内容となっております。

はじめに、本ページの一番上の災害物資の備蓄では、非常食、粉ミルク、災害用間仕切り、災害用敷きマットなどの購入をいたしております。

次に、173ページでございます。一番上の防災情報メール等の推進では、新たに町の防災情報メールを受信できない方や、視覚障害、聴覚障害のある方などを対象として、

斑鳩町防災情報メールで配信した防災情報と同じ内容の情報を、音声による案内と F A X による文字での情報提供を行う音声電話・F A X 配信サービスを開始をいたしております。

次に、上から 3 つ目の防災ハザードマップの作成では、洪水、地震、ため池の 3 種類のハザードマップの内容に加え、避難情報の種類など防災に関する情報を、1 つの冊子に取りまとめた防災ハザードマップを作成し、町内全戸に配布を行っております。

次に、一番下の業務継続計画の策定では、災害時に、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める業務継続計画の取りまとめを行っております。

以上で、第 8 款 消防費に係る主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第 8 款 消防費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

濱委員。

○濱委員 よろしくお願ひします。

171 ページのところで、消防施設設備の支援ということですがけれども、盗難分ということを書いてくださっているんですが、被害額はどのぐらいなのかと、今だにずっと盗難というのは引き続き起こっているのかと、狙われやすい場所みたいなものがあるようでしたら教えてください。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 平成 29 年度におけます盗難対応分といたしましては、こちらに記載しておりますとおり、筒先 1 本、スタンドパイプ 1 本ということで、購入額にいたしまして約 2 万円程度という形になっております。盗難につきましては特に真鍮製の物が過去かなり盗難の被害があったんですが、今新たにアルミ製のものに取り換えているという中で、この盗難件数については沈静化していったというような状況でございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 アルミ製だったら取られにくいというのか、その辺はあるのかもしれませんが、いざというときにね、なかったらせつかく消火の準備したときに、たいへんなことになるから、同じ盗難でも質が悪い分ですのでね、どう防ぐのかっていうのはなかなか難しいでしょうけれども、点検であったりとか、それから目が行き届くようにという

ことで、すぐに補充できるようにっていう体制は整えていっていただきたいなと思います。

続けてお願いします。その次のページ172ページのところの、災害時の物資の備蓄ですけれども、非常食であったり粉ミルクであったりというふうに書いてくださっているんですけれども、食料品とかそういうものについては期限切れのものを廃棄というか、別に利用して、新しいものを買って足していただくさっている、そうでないマットであったりとか、間仕切りであったりとかというのは買い足してくださっているということと理解してはありますが、この例えば紙おむつであるとか、それから生理用品であるとか、こういったものっていうのは、期限がないと言えないものですが、そう10年も20年も置いていいというわけではないと思うので、その辺で何か基準を持っていらっしゃったら教えていただきたいと思います。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 紙おむつにつきましては、メーカーの方でだいたい5年ということの分示されていますけども、保存状況を見て紙おむつのほうでしたら使えることも考えられますので、そういった状況も見ながらですね、必要分の方が必ず備蓄できているという状況を維持していきたいということで考えております。

○小村委員長 他にございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 備蓄で172ページの災害物資の備蓄というところでございますけれども、今般の台風とかで屋根の瓦が飛ばされたということがたくさん大阪方面でも出てきておりますけれども、ブルーシートの備蓄はどれぐらいされておられますでしょうか。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 ブルーシートにつきましては、132枚現在備蓄している状態でございます。

○小村委員長 奥村委員。

○奥村委員 132枚ということでございますけれども、検討していただいてこれで十分というか、どういように目算を立ててこの数を今備蓄されておられますでしょうか。

○小村委員長 答弁できますか。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 このブルーシートにつきましては、具体的な備蓄目標というのは定めておりません。一定、地震等でおっしゃっている瓦の関係で被害あった場合に応急的に処

置したり、あと水防関係で水の、どういうんですかね、池の堤とかの防水とか、そういった関係でやっている関係上、具体的な数値目標というのは設けておりませんので、すみませんけども、ご理解賜りますようお願いいたします。

○小村委員長 ほかにございますか。

濱委員。

○濱委員 すみません、最後に1つ聞きたいんですけども、防災のハザードマップをつくって、全戸配布をしてくださったということですけども、ちょっと情報は定かでないんですけども、全戸配布している市町村は珍しいっていうふうに聞いたんです。この近辺では斑鳩町と生駒市って言ったかな、あとは全戸配布でなくてほしい人が何か関係のところに渡している、なにかそんなように聞いたんですけども、ちょっとよそのことはあれですけども、全戸配布しているということは、例えば転入者の方だったりとかにも、きちっとその防災の関連の話もして渡してくださっているのかなと期待をして聞いているんですけどもいかがですか。

○小村委員長 仲村総務課長。

○仲村総務課長 防災ハザードマップにつきましては、おっしゃっていただきましたように、全戸配布を行っております。その後、新たに転入された方につきましては、住民課の方に今、防災ハザードマップの方渡しております、その転入時においてこの防災ハザードマップを渡して疑義等ございましたら、総務課の方に案内をしていただいている状況でございます。

○小村委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 ないようですので、これをもって、第8款 消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 それでは、総務部が所管いたします第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に係る主な施策の実施内容につきまして、あわせてご説明を申し上げます。失礼して座らせていただきます。

主要な施策の成果報告書の206ページをお開きいただきたいと思います。第10款 災害復旧費であります。総務部が所管いたします第5項 その他公共施設災害復旧費を

含め、第1項から第4項のそれぞれの施設におきましても、平成29年度では災害復旧を要する災害が発生しなかったことから、予算の執行は行っておりません。

207ページをお願いいたします。続きまして、第11款 公債費でございます。平成29年度の町債の状況でございます。上の町債の目的別現在高の表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思っております。平成29年度の発行額、すなわち借入額でございますが、発行額は4億3,560万円、その右隣の償還額が7億6,465万5千円でございます。平成29年度末の町債残高は、前年度と比較をいたしまして、3億2,905万5千円減の89億9,881万4千円となっております。平成29年度では、後年度の財政負担の軽減を図るため、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債につきまして、決算剰余見込額により財源が確保できましたことから、前年度に引き続き、その借入れを見送ったところでございます。町債の活用につきましては、将来にわたる財政負担を十分に考慮いたしまして、その対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

続いて208ページをお願いいたします。最後に、第12款 予備費でございます。平成29年度では、緊急に対応しなければならなかった台風21号応急対策に491万6千円を充用いたしております。

以上で、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に係る主な施策の実施内容につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 そしたら私から1点よろしいですか。

この公債費なんですけれども、本日の午前中に監査委員さんから実質単年度収支が赤字だということなんですけど、これはその借り入れを行わなかったことによって生じたのかなという風に私、見ているんですけども、借り入れれば単年度収支は黒字にすることも可能だと思うんですが、監査委員さんのこの指摘を受けて、この決算を見て後年度はどうされるのか、もし現在予定があるのであれば教えてください。

加藤総務部長。

○加藤総務部長 監査委員さんの方では3年連続の赤字というのを是非とも回避ということをおっしゃっておられました。今、委員長おっしゃっていただいたとおり、後年度負

担の関係も考えまして、交付税措置のない公債費については、もう借り入れをしなかった、一定ある程度、今の予算の中でやっていけるという判断のなかで2,500万、600万の赤字が出ましたけども、そういった対応をさせていただいています。ただ、まあ、全体的な考えといたしましては、やはり歳出全体はやはり絞っていかなければならないということは確かなところでございますので、そういったところと、今、後年度負担と借り入れの関係も総合的に考えて今後の検討もやっていきたいというふうに考えております。

○小村委員長 わかりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 これをもって、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査を終わります。

理事者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 午後1時16分 休憩 )

( 午後1時16分 再開 )

○小村委員長 再開いたします。理事者入れ替えのため1時40分まで休憩いたします。

( 午後1時16分 休憩 )

( 午後1時40分 再開 )

○小村委員長 それでは、再開いたします。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要について、説明をいたします。

失礼して座って説明いたします。

主要な施策の成果報告書59ページをお開きいただきたいと思います。

第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のうち人権の擁護についてでございます。

人権相談の実施につきましては、町の人権擁護委員により毎月1回開催いたしました。

また、無料法律相談の実施については、奈良弁護士会の弁護士により毎月3回開催し、

156件の相談を受け、問題解決の支援を行いました。

次に、60ページからの住民と行政の協働によるまちづくりのうち、61ページの行政相談の実施につきましては、行政相談委員により毎月1回開催をいたしました。行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などを行ったものでございます。

次に、73ページの第8目 交通安全対策費のうち放置自転車の防止についてでございます。JR法隆寺駅周辺での放置防止指導及び放置自転車等の移送、保管、引渡し業務を実施したものでございます。

次に、74ページの第9目 自転車等駐車場運営費でございます。JR法隆寺駅北口自転車等駐車場の利用状況は、平成29年度では一時預かりで、前年度より466台多い22,719台、また月ぎめは前年度より18台少ない4,924台の利用となったところでございます。

次に、81ページから83ページの第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。印鑑登録、住民基本台帳、戸籍事務等に係る費用について支出いたしました。

まず、81ページの福祉サービスの充実の住民票等宅配サービスの実施であります。平成29年7月から、一人で外出することが困難な高齢者等への支援として、住民票の写しなど証明書を自宅まで宅配するサービスを開始したものでございます。

次に、行政の情報化の推進の証明書コンビニ交付サービスの運用についてであります。マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアにおいて、住民票などの証明書の交付を受けられる証明書コンビニ交付サービスを行ったものでございます。運用開始は平成29年2月からでございます。

また83ページ、住民基本台帳ネットワークの運用では、平成27年10月から開始されていますマイナンバー制度に基づき、マイナンバーカードの発行を順次進めているところであり、平成29年度末の累計では3,928枚、交付率13.9%となっているところでございます。

以上で、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明といたします。

なにとぞ、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について、質疑をお受けいたします。ございませんか。

濱委員。

○濱委員 ページ数でいうと81ページで、いつも必ず話題にあげておりますコンビニでの交付のことですけれども、28年度と29年度をちょっとそのまま比べるのってというのはちょっと難しいとは思いますが、このマイナンバーカードの発行の伸びとこのコンビニでの証明書の取得の伸びっていうのには、差があるのでしょうか。

○小村委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 コンビニでの証明書の交付とですね、マイナンバーカードのどうかということなんですけれども、数字としては両方ともそんなに大きいとは言えないんですけれども、それぞれ同じような状態で伸びていっていると考えているところでございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 それぞれ伸びているということなんですけれども、住民票だったり、それまで公民館等で取れた分とか、それからホールにあった自動の分だとかでも入手するのがだんだんとなくなっていくって、これからはコンビニと窓口ということになっていくんだと思うんですけれどもね、今でも窓口で住民票を取られている件数、この表のところには住民票29年度は353ってなってますけれども、窓口で取得された方は10,935というふうに圧倒的に今まで通り窓口で取得される方っていうのが多いと思うんです。何度も同じことを繰り返すことになるんですけれども、すごい多大な費用をかけて行っているコンビニでのこの取得のためのサービスっていうのは、導入自身にも問題があると思いますけれども、導入時期っていうのも早すぎたのではないかなという風には思うんです。その辺についてはいかがお考えですか。

○小村委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 導入時期につきましては、証明書コンビニ交付サービスにつきましては平成29年2月から実施しております。これにつきましては、マイナンバーカードが交付されるのがわかっているということで、すみません、公民館等での交付ができなくなるというのはもうわかっている状況だったので、時期的には適正な時期というように考えております。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 そりゃ適正な時期と思っておるというのは、見解の相違があると思いますけれども、このコンビニ交付の1つ上のところに宅配をするっていう事業もね、始めはって、これ29年度は1件だけということなんですけれども、これは1人で外出することが難しいという方を対象にということなんですけれども、このコンビニのサービスの利用の目的というか、利用するであろうというところには、なかなか役場に行けないんだという人なんか

がね、どこでも取れるようっていうことも目的の1つに上げておられたと思うんですけども、この上のように宅配のサービスをするとか、または従来からあります郵送で届けをするとか、そういったところを丁寧にすることによって、全国、それこそ北海道から沖縄までどこでもっていう感じで取れるっていうまで広げるっていうのは費用の点も見てね、すごくやっぱりそれだけ費用がかかるということは、住民に対しての負担を強いるっていうことだと私は思います。設置するだけでなく、ランニングコストっていうんですか、そんなだったりとか、またはそのコンビニで払った、本人さんが払った費用のうち、町の方に収入になるっていうのは割り引かれて少ないですしね、そんなことを考えると、やはり税金をそれこそ黒字を目指してって言っているけれども、やはりすごい無駄遣いとまでは言わないけれども、いいサービスかもしれないけれども、すごい費用がかかっている、それにいいサービスかもしれないっていうけども、まだまだ安全性だとかそんなところには疑問を持っています。だからコンビニでのマイナンバーカードの制度自身にも問題があるというそれに輪をかけてコンビニでの交付っていうのはね、私としてはやっぱりこの辺のところっていうのはもう少し慎重に導入をすべきだったと思っていますところですけども。カードの伸びだったりとかはいろいろな節目で思うんですけど、その辺はいかがですか。

○小村委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 濱委員、先ほどおっしゃったように、まず宅配サービスにつきましては、重度の要介護者であるとか、障害者の方ということで、そもそも自宅からなかなか出ることができないという方に対して、申請に基づいて役場からそれを持っていきましようということですので、コンビニの関係とはまったく違う話ということでご理解いただきたいと思います。

確かにマイナンバーカードは普及がなかなか進まない、先ほど私もいったように10%前半になっております。これはですね、今、マイナンバーを使っているいろんな手続きの際にマイナンバーを提出先に報告とかいただいていますけれども、番号をお知らせをすることが多くて、それであれば今、通知書カードだけで事が足りているというような状況です。ただ、当然今度マイナンバーカードを使ったいろんなサービスが展開される中、将来を見据える中でですね、このマイナンバーカードを使ってコンビニで取ることで、どこでもというのがありますけれども、いつでもとれると、当然、稼働時間というのはありますけれども、役場が開いていない時間帯でもとれる、土曜や日曜で役場がやっていない時間でもとれる、それを自動交付機のように、設置している場所じゃなくても、ど

このコンビニでもとれるという利便性を考えてのことです。確かに自動交付機をなくしたことで、それでコンビニ交付が増えているかどうかといえばそんなに増えている状況ではありませんが、しかし投資のこともおっしゃいましたけれども、将来を見据える中では利便性とか、それからこういういろんなコンピュータを使った時代になってくる中で、町として時代に合わせていくんだということで導入させていただいたものですから、もう少し長い目で見ていただければありがたいというふうに思います。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 先、例に出しました宅配サービスっていうのが別のものであるということはよくわかっているんですけども、1人で外出することができないというのではなくて、コンビニだったらどこでもとれる、勤め先の近くでも取れるとか、役場に行くのになかなか時間がとれないとかいう、そういうところを対象とすることも可能だと思うので例に挙げたんです。今の制度ではないですよ、だけど、そういう制度ももしあれば確かにすごい、なんて言うのか人件費というのは大きいですけども、このコンビニ云々っていうのはすごい多大なやっぱり費用がかかっているというところではね、もう少し考えていただきたいなと思うんです。それから将来を見据えてということですけども、今、部長おっしゃったように10何パーセントの人がカードを持っているということだったら、その人たちしかコンビニでの発券はできないわけです。ということは、その人たちが何通を取るかっていったら実際にここに上がっている300とかもっと少ないのもありますけど、そういった数です。そしたら将来っていうけれども、将来を見据えるんだったら、もっと利用できる人が多くなるっていうところでスタートしてもよかったんじゃないかなと思うわけですわ。そこのとこメンテナンスも、やっぱり維持経費とかそういったものっていうのか、ランニングコストっていうのもかかってきてますのでね、ちょっと早計だったかなというふうに感じています。

○小村委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 ないようですので、これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について、説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第3款 民生費の決算の概要について、説明をいたします。失礼して座って説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書の８７ページから１１１ページでございます。

まず、８７ページから８８ページの第１項 社会福祉費、第１目 社会福祉総務費であります。

職員の人件費、福祉団体の支援、国民健康保険事業特別会計への繰出しなどに要する費用について支出をいたしました。８７ページの地域ぐるみの福祉活動の推進では、町の社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の支援等に要する費用を支出いたしました。また、８８ページの地域福祉計画の策定では、平成３０年度中に策定予定の地域福祉計画に係るアンケート調査を実施したものでございます。

次に、同じページの国民健康保険の充実の国民健康保険事業への支援であります。国民健康保険事業特別会計に対し、法令の定めにより職員給与費、事務費及び療養給付費に係る町の負担など２億４，２７１万６，２７８円を繰り出したほか、施策上における介護納付金分の赤字補填１，４７３万６，３５７円を繰り出し、合計で２億５，７４５万２，６３５円を支出いたしました。

次に、８９ページの第２目の国民年金事務取扱費でございます。国民年金事務に関する費用について支出いたしました。法定受託事務として、国民年金の申請・受付・相談等を行い、年金制度への理解と受給権の確保に努めたものでございます。

次に、８９ページから９１ページの第３目 老人福祉費についてでございます。高齢者に対する各種福祉サービス等に要する費用について支出いたしました。

はじめに、８９ページからの社会参加の促進・支援では、敬老式典の開催、老人クラブ活動の支援、高齢者優待券の交付を行ったものでございます。

次に、９０ページからの福祉サービスの充実では、老人福祉施設三室園組合との連携を図るとともに、老人福祉施設への入所として、養護老人ホームへの入所措置を行うほか、在宅ねたきり老人介護手当の支給など介護保険によらない各種老人福祉サービスを提供いたしました。また、第７期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定したものでございます。

次に９２ページの第４目 老人憩の家運営費でございます。老人憩の家の運営、維持管理に要する費用について支出いたしました。平成２９年度は、東・西老人憩の家合わせて、延べ２９，１０１人の人にご利用をいただきました。

次に、９２ページから９４ページの第５目 医療対策費でございます。福祉医療といたしまして医療費の一部助成に要する費用について支出いたしました。老人医療費のほか、子ども医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害老人等医

療費、精神障害者医療費の各助成及び未熟児養育医療費の給付を引き続き行い、それぞれの対象者の医療費負担の軽減を図りました。

なお、子ども医療費につきましては、平成28年8月診療分から奈良県の補助が、小中学生の通院費用まで対象を拡大されたため、平成29年度は前年度より県補助事業の対象者が大幅に増加したものでございます。

次に、95ページの第6目 人権対策費でございます。人権問題に関する啓発や職員研修等に要する費用について支出いたしました。街頭での啓発や人権に関する講演会を開催するなど人権啓発活動に努めるとともに、市町村啓発連協をはじめ各種人権研修に参加したものでございます。

次に、96ページから101ページの第7目 障害福祉費でございます。障害者への各種福祉サービスや障害者総合支援法に基づくサービスの提供、各種障害者福祉団体への助成などに要する費用について支出いたしました。

まず、96ページからの社会参加の促進・支援では、平成30年度からの3か年計画である第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定いたしました。また、各種障害者団体に助成するほか、役場庁舎窓口、福祉子ども課の窓口でございます、それと生き生きプラザ斑鳩に手話通訳者を配置し、また要請に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、手話奉仕員の養成講座等を開催いたしました。

次に、97ページのリフト付バスの運行や98ページの障害者の移動支援では、障害者等の社会参加の促進や外出を支援するとともに、障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する地域活動支援センター事業を実施いたしました。

ページは戻りますけれども、97ページでございます。心身障害者（児）ふれあいの集い及び身体障害者ふれあいの集いでは、心身障害者（児）及び身体障害者の外出の機会を持つことで、社会参加等の促進を図ったものでございます。

次に、98ページからの自立支援策の充実では、障害者総合支援法に基づくサービスを提供するとともに、相談支援事業等をはじめ、地域で生活する障害者の自立の促進や日常生活を支援するための各種事業を実施いたしました。

次に、101ページの療育・保育・教育の充実では、心身の発達などについて心配のある幼児に対して療育教室を開催したり、障害児福祉サービスの提供を行ったものでございます。

次に、101ページの第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費で

ございます。ふれあい交流センターいきいきの里の維持管理・運営に要する費用について支出いたしました。平成29年度の入館者数は述べ40,942人でございます。

次に、102ページ、第9目 介護保険事業繰出費でございます。法令に定める介護保険事業特別会計への繰出しとして、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分、また介護保険業務に関する職員給与費及び事務費に要する所要額等を支出いたしました。

次に、102ページから103ページの第10目 総合保健福祉会館管理運営費であります。総合保健福祉会館の維持管理・運営に要する費用を支出いたしました。平成29年7月1日には、総合保健福祉会館開館10周年記念事業を、官学連携協定を締結している奈良学園大学や畿央大学と協働してイベントを開催し、健康づくり講演会や生き生き100歳体操などを実施したものでございます。

なお、平成29年度の保健センター、会議室等の利用者は延べ92,118人でございます。

次に、103ページの第11目 後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療制度の運営に必要な事務経費のほか、保険料の均等割軽減分等を補うために必要となる県及び町の負担分を、後期高齢者医療特別会計に繰り出し、制度の安定的な運営を支援したところでございます。また、広域連合が行う給付等に係る費用について、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を療養給付費負担金として広域連合に支出をいたしました。

次に、104ページでございます。第13目 臨時福祉給付金給付事業費でございます。臨時福祉給付金の経済対策分の支給事業が平成28年度からの繰越事業となったことから、平成29年度におきましても引き続き、臨時福祉給付金の支給に関する費用について支出いたしました。また、平成27年度と平成28年度分の国庫補助金の超過分を償還したものでございます。

次に、105ページから110ページの第2項 児童福祉費でございます。はじめに、105ページから107ページの第1目 児童福祉総務費でございます。職員の人件費、各種児童福祉サービスに要する費用について支出いたしました。

まず、良好な子育て環境づくりでは、遺児福祉年金の支給、一日里親会の実施、幼児2人同乗用自転車購入費の助成、私立保育所の運営支援などを行いました。全国的な傾向として、保育所待機児童の問題や仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが課題となっていることから、私立の斑鳩黎明保育園の増築を支援し、さらなる定員の拡大に努めるとともに、子育て応援のまちづくりを推進するため、町を

あげて子育てを支えていこうという決意と基本方針を明らかにする、「子育て応援宣言」を行ったところでございます。

次に、106ページの子どもの権利の保障では、要保護児童対策地域協議会の開催をはじめ、関係機関の連携のもと、児童虐待の早期発見と防止などに努めました。また、児童虐待を防止するため、継続的な見守りが必要な家庭を定期的に訪問する児童虐待等防止補助員を配置し、地域で気軽に相談できる環境づくりに努めました。

次に、地域ぐるみの子育て支援の充実では、生き生きプラザ斑鳩において、つどいの広場を開設するとともに、法隆寺幼稚園におきましても出張つどいの広場を実施いたしました。また、平成29年4月から、妊娠期から小学校就学前の子育て世代を対象に、スマートフォンを活用した子育て応援アプリシステムにより、町内のイベント情報や子育てに役立つ情報などの配信を行ったところでございます。

108ページの第2目 保育園費でございます。町立保育所の運営に要する費用について支出をいたしました。良好な子育て環境づくりでは、町立保育所において、通常保育のほか、延長保育や一時預かりなどの特別保育を行ったものでございます。

また、平成29年度は、たつた保育園保育室のエアコンの取替工事・保育室の壁補修工事などを行うとともに、あわ保育園におきましても、保育室・通路の壁のクロス補修工事等を行いました。町立保育所においては、常に園児の安全と衛生面に十分な注意を払いながら、子育てと仕事の両立を支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めるよう取り組んでいるところでございます。

次に、109ページの第3目 児童保育費でございます。多様な保育ニーズに対応するため、町内の私立保育所や平成29年4月から開園の小規模保育所及び町外の私立・公立保育所等に入所を希望する児童の入所を委託したものでございます。

次に、110ページの第5目 児童手当支給事業費でございます。児童手当の支給に要する費用について支出をいたしました。児童手当の受給者数は2,157人でございます。

最後に、111ページ、第3項 災害救助費でございますが、執行はございませんでした。

以上で、第3款 民生費の決算の概要の説明といたします。なにとぞ、よろしくご審議、ご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。

平川委員。

○平川委員 まず、87ページの社会福祉協議会との連携ですけれども、資料を用意していただいたかと思うんですけれども、社会福祉法人なので今までもちょっと質問させていただいたけれども、町の事業なのでということでなかなか詳細がわからないところもあったんですけれども、例えば生き生き号の関係で、委託費の内訳をちょっと出していただいたんですけれども、これは町の補助金として委託しているけれども、社会福祉協議会としての収入も含めた中での事業の内訳かなというふうに思うんですけれども、やはり生き生き号なんかもかなり多額な費用を使って運営しているという中で、コミュニティバス、先ほど総務の中でもアンケートをとって今後は見直していくという中で、生き生き号のほうも合わせてやっぱり検討していくことが必要じゃないのかなあというふうに思うんですけれども、現状として何人その社会福祉協議会の方で乗っておられて、何便どのように運行されてるかっていうのは把握しておられますか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 生き生き号の運行状況ということでございますが、社会福祉協議会のほうで、非常勤の嘱託職員の方を2名専属で雇用されております。その方プラス正職員の方4名が交代で運行に従事しておられると聞いております。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 コミュニティバスと、以前の説明では、こちらのほうは山間地域だったりコミュニティバスが入れない部分をカバーするという意味で運行しているという説明だったんですけれども、といってもやはり主要な公共交通施設を結んでいるとか、あと商業施設を経由しているというところでやはり一部、路線がダブってくるところもあると思うので、コミュニティバスのあり方とかを見直す中で、生き生き号のことを全く無視して地域交通という意味ではやはり両方考えていくべきじゃないのかなあというふうに思うんですけれども、町のほうからも費用を支出して生き生き号を運行しているということであれば、そのあたりもう少し考えていくべきじゃないかなあと思うんですけどそのあたりはいかがですか。

○小村委員長 黒崎住民生活部次長。

○黒崎住民生活部次長 生き生き号につきましては、社協の自主事業として行っているものでございまして、おっしゃいますようにコミュニティバスとの連携とかそういうふうな関係でございまして、今後も地域公共交通会議のほうでコミバスのほうの運行についてまた再協議ということもあつて、社協からもその生き生き号の関係で職員も

入りまして、その会議のほうで入って協議を進めているので、そちらのほうを十分、検討してまいりたいというふうに思っております。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 「正職員4名と嘱託職員2名が交代で」とおっしゃったんですけれども、正職員何名のうちのこの4名と2名なんですか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 正職員は7名でございます。うち4名が生き生き号に携わっております。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 なぜ生き生き号のことを取り上げるかといいますと、やはり社協としての本来であるべき事業というのが今のところ、我が事・丸ごととか言われてきてる中で、地域福祉を推進していくという本来の業務が非常に大変になってきている中で、コミュニティバスとかそのコミュニティバスのあり方を見直す中で、そちらの方できちんとカバーできるのであれば、ここに6人の方をこういうふうに入れていただいて生き生き号の運営にかなり重点に力をとられるより、もっとやるべきことがあるんじゃないのかなというふうに考えます。

自主事業といえ、やはり町のほうからこれだけの費用を支出しているということであれば、あり方をもう少し考えていくべきではないかというふうに思うのですけれども。

○小村委員長 黒崎住民生活部次長。

○黒崎住民生活部次長 もともと生き生き号の運行につきましては、高齢者の買い物の支援ということで始めたものでございます。そして町のほうのコミュニティバスとの連結についてうまいこといけたらということで、それも十分考えた中でこのような運行計画で行っておるわけございまして、おっしゃいますように生き生き号のみでは社協の業務というのはもちろん生き生き号の業務だけではないんです。事務職員の人数もかけなくてはならないというのは十分わかっておるんですけども、そういうふうな丘陵地の買い物難民、高齢者、買い物ができない方からのご要望等も十分、当時、考えましてこのような運行計画を立てておりますので、ご理解願いたいということでございます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 この生き生き号の利用人数とか把握されてますか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 平成29年度は4,278名の方がご利用になっておられます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 一日平均はわかりますでしょうか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 すみません、単純に平均で計算しますと約28名になります。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 社協の自主事業というところで、その事業そのものがどこまで町が言っているかどうかというところもあると思うんですけども、やはりでもコミュニティバスを今後どうしていくのかという中にこのことも考えていかないといけないかと思うのですが。

副町長、お答え願いますか。

○小村委員長 乾副町長。

○乾副町長 先ほど、次長からも答弁させていただきましたように、斑鳩町の地域公共交通をどうしていくかということが必要ですので、当然、コミバスの運行を見直すのであれば、当然、生き生き号の運行もそういう形で、どういう形でやっていくのかということも合わせて考えていくということでございますので、どういう形になっていくのかちょっと今話すことはできませんけれども、コミュニティバス運行の変更に合わせて見直すという考え方で、斑鳩町の公共交通をどういうふうに考えていくのかということを考えていくということでございますので、会議の中で協議をしていく中で決めていきたいというふうに思います。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 160万円の、車両関係160万の中のその費用というのは車そのもののメンテナンスとかそういうものも含めた費用ですか。

○小村委員長 黒崎住民生活部次長。

○黒崎住民生活部次長 資料の中の車両関係の160万の内訳ということでございますね。

3台の車のその修理代とか車検代とか点検の費用として約83万円、ガソリン代としまして約59万円ということでございます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 かなりの費用がかかっているというところで、財源がいくらでもあって人員がたくさん豊富にあつてついでいう中であれば、必要なものはやっていかないといけないとは思いますが、なかなか厳しい中で地域福祉の本当に大切な分野で職員の方

もそっちのほうに力を注いでいてもらいたいなあというところもありますので、やはりほかの事業でそこが補えるのであれば交通の部分は、交通のほうでやっていただけたらなというふうに考えます。

それと、事業の委託の内訳ですけれども、生活困窮者の自立支援に関する委託というのはないのでしょうか。

○小村委員長 黒崎住民生活部次長。

○黒崎住民生活部次長 町からの事業としてはございません。こちらのほうに上げております資料の右の内訳のところの6行目の日常生活自立支援事業保険料というのは県のほうからいただいている分でございます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 日常生活じゃなくて、生活困窮者の自立支援について。

○小村委員長 黒崎住民生活部次長。

○黒崎住民生活部次長 すみません、町からの事業はございません。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 ということは生活困窮者の自立支援に向けた、例えば、自立支援計画だったりその部分については町のほうで実施しているということですか。社協に委託しているということではないということですね。

○小村委員長 暫時休憩いたします。

(午後 2時16分 休憩)

(午後 2時20分 再開)

○小村委員長 再開いたします。

ほかにご覧いませんか。

濱委員。

○濱委員 ページで言いますと89ページですけれども、敬老会のことで480人の参加ということですが、対象者は6,519人ということですが1割に満たない方が参加をされているということですが、この参加をもっとたくさんの方に参加してもらえというような、そういうような策というのをお考えではないでしょうか。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 敬老会の参加者の数についてのご質問ですけれども、委員おっしゃいますようにパーセンテージ的には10%に満たない参加者となっております。このあたりやっぱり町としましても1人でも多くの方に参加をいただきたいとは当然考えてお

りまして、数年前からいかるがホールまでバスを借り入れをしたりとかですね、あと演芸の関係で昨年度、一昨年度は漫才等をさせていただいたんですが、今年度はまたアンケートをとる中で大衆演劇という声もありましたので、より興味をもっていただけるかなということで、演芸内容を変えたりとかですね、少しでも多く集まっていただくように考えてはいきたいとは考えております。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 内容とかも毎年いろいろ工夫をされて楽しい出し物があつたりとかいうことだと思うんですけども、年々、高齢者の方がいかるがホールへ行きにくいというのはやっぱり移動手段というのが大変なんだと思うんです。バスの送迎とかを工夫してくださってますけれども、そのバスに乗りに行くのが大変だったりとかそんなようなこともあると思うので、できるだけたくさんの方に参加というか外出をしていただきたいというのが希望なんです。

休憩時間にも話しましたが、やっぱりバス停まで行くのがちょっと大変だとおっしゃる方が結構いらっしゃるというふうに聞いてますので、送迎バスのところまで行くのが大変な方を、もうひと回り参加者がふやせるようにということは検討課題だと思うんです。そのところでは次につなげていただきたいなと思います。

それと、続いてよろしいですか。

次のね、90ページの高齢者の優待券の交付ということなんですけども、監査委員さんからの意見の中に、こここのところに触れている部分があつて、I C O C Aを希望される方がふえているというようなところの続きに、結びのところで「町内の交流センターであつたりとかスポーツトレーニングのところを利用できるように、その利用者がふえるといいなあ」というようなご意見があつたと思うんですが。

1つちょっと気になってるのは、この交流センターのいきいきの里の入館券とかスポーツセンターのトレーニングの利用券という、そのチケットっていうか、それを会計上はどんな扱いになつてののでしょうか。というのは、300円なら300円の券というのをここで支出をして、その券を持っていったらいきいきの里ではそれが収入になると、そういう両方乗せてるんですか。スポーツセンターも同じでトレーニングの利用券というのをしてるのか、それはなしでしてるのかって教えてください。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 いきいきの里の入館券及びトレーニング機器の会計上には現金的な動きはございません。長寿福祉課のほうで一旦支出して、違う課のほうで入という形は

とっておりません。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 わかりました。だから、いきいきの里やトレーニングセンターを選ばれたらその分、支出する金額が少なくてすむということから監査委員さんがそういう意見を述べられたというふうに理解していいのでしょうか。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 そういうことで監査委員さんにご指摘をいただいたと思っております。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。同じページでもう一つ教えていただきたいのは、福祉の電話の貸与というところで、生活用具の給付ですね、ここで電話の貸与が平成29年度1件ということですが、平成28年度もおひとりということですが、これは累計で言っていると、利用者数というのは幾らなんですか。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 これは年度末の利用者数を挙げておりますので、同じ方で1、1ということでございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 はい、わかりました。続いてよろしいですか。

97ページです。先ほど平川さんのほうから社協の話の資料の中にもありましたけど、リフト付マイクロバスというの、これはご利用の人数が結構あったんですけども、それから重度身体障害者の移動支援というところ、この車の用途というか使い分けというか、その辺を教えていただきたいんですが。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 リフト付バスにつきましては、10人以上で構成する団体さん、障害者または60歳以上の高齢者で主に構成される団体利用となっておりますので、マイクロバスというものです。

あと重度身体障害者の移動支援に使っております車につきましては軽のワゴン車、車いすを乗せることができる軽のワゴン車1台と、あとワンボックスカーというんですかね、ちょっと大き目のもので車いすが乗せられる車ということになっております。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。

上のリフト付バスというのは利用人数が多いというのはこの団体に動かれているからということだと思いますけども、重度身体障害者の移動支援ということでご利用の方、数が少ないんですけれども、登録されている方が申し込まれるというふうに思うんですけども、これはこの社協さんでお持ちになってるのでしょうか。というか、運用というかは社協でしてくださっている分なんでしょうか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 重度身体障害者の移動支援の。

車のほうは福祉子ども課のほうにございまして、申し込み等が社協のほうにありましたら、社協の職員の方が車をとりに来られて、その車で移動支援を行うという形で事業はしていただいております。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 105ページの病児保育事業利用者の助成なんですけども、昨年度1件ということですけども、昨年度たしか土庫病院のほうはもういっぱい受け入れができないという話をお伺いしたんですけども、1年間この状況はほとんど改善できなくて受け入れてもらえたのが1件だけという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 委員おっしゃいますように土庫病院のほうは、今のところですね、協定市町村以外の受け入れというのはしていただけてないのですが、この実績に上がっておりますのは、阪奈中央病院のほうで受け入れていただいた分が実績として1件上がっております。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 阪奈中央病院は、引き続き、受け入れは特にできる状況ですか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 今のところ受け入れていただけるということでございます。

○小村委員長 平川委員。

○平川委員 なかなか土庫病院のほうは難しいということなので、今、進めていただいている病児保育のほうも、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどちょっと聞けなかったんですけども、その社会福祉協議会のほうに委託してます生活支援コーディネーターの配置事業なんですけれども、配置をして、そのまあ新しい総合事業などに従事しておられると思うんですけども、成果というのは何か得るものっていうのは出てるんでしょうか。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 生活支援コーディネーターの配置事業につきましては、なかなか成果というのが見えにくいものなんですけれども、こちらにつきましては昨年度、協議会をまず設置して第1次協議会を設置してもらったのと、ワーキングチーム等を開催していただきましたので、そういった意味では地域に入っているいろいろなボランティアの方がありますとか、民生委員さんでありますとか、いろんな職種の方との会話ができて、地域づくりに徐々にではありますけれども取り組んでいただいているということで、こちらのほうは理解しております。

○小村委員長 ほかにございませんか。

濱委員。

○濱委員 106ページですが、児童虐待対策の充実というところで補助員4人を配置して訪問回数が34回ということですが、前年度の平成28年は10回というふうになってます。これが増加してるのは補助員さんの人数が違うのか、また訪問する必要性がふえたのか、その辺のところはいかがでございましょうか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 この児童虐待等防止補助員さんにつきましては、平成25年度から、見守りが必要な家庭について児童の安全確認ですとか、相談などの支援を行っていただくことで4名配置してございまして、人数については変わっておりません。

平成28年度につきましては、10件なんですけれども4家庭でございしましたが、平成29年度につきましては8家庭で34回の訪問回数に増加しております。こちらにつきましては、児童ですとかその家庭の状況を見る中で、やはり継続的な見守りというのが必要であるというふうを考えられる家庭が増加しているということで、児童虐待等防止補助員さんの訪問回数が増加しているものでございます。

○小村委員長 奥村委員。

○奥村委員 92ページの老人憩いの家の利用者人数の変化なんですけれども、平成28年から今年を見ましたら、東老人憩いの家451名、西老人憩いの家になりますと1,160名減ってございますけれども、これは何か原因というのはあるのでしょうか。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 今、委員がおっしゃいましたように、例えば西のほうが減っている数が多いわけです。1,160名、これを月平均で大体97件となります。営業日数的に行けば1日当たり3人から4人の方が来てないという計算になります。このあたりで

ね、私どもも施設の管理者等とも話をしておったんですけれども、原因として考えられるという理由ですけれども、1か月にほぼ毎日とか来られている方がやっぱりいらっしゃるんですが、そういった方の利用が減ったのが原因ではないかと考えております。

その利用がされなくなった原因としましては、要介護となりましたり、夫婦で来られた方とかが病気になられたりとかですね、夫婦とも来られなくなったりとかそういったケースがありましたので、その辺が影響しているのではないかと考えているところでございます。

○小村委員長 ほかにございませんか。

坂口委員。

○坂口委員 105ページの幼児2人同乗用自転車購入費の助成っていうことなんですけど、助成金額は幾らになってるのか、1件当たり、それと助成件数ですね、これに限度があるのかどうか、何件分という限度設けているのかどうかだけお聞きしたいんですが。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 補助額につきましては購入金額の2分の1で上限が3万円でございます。補助の上限は設けておりませんが、予算の範囲内ということになっております。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 ということは、29年度は26件ですけど、まだ増えても出していただけるということですか。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○小村委員長 他にございませんか。

小林委員。

○小林委員 106ページの児童虐待対策の充実についてなんですけど、9万5,890円が高いのか安いのかわからないので、この積算の内訳を教えてくださいのと、この4人の補助員を配置されましたけれども、訪問回数が34回というのは予算の関係で34回なのか、それとも町の職員さんの付き添いは全部、行っていただいたのかどうか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○小村委員長 浦野福祉子ども課長。

○浦野福祉子ども課長 はい、まず積算なんですけれども、1人当たり謝金1時間当たり1,070円ございまして、87時間で9万3,090円執行しております。それ以

外の部分は事務費となっております。職員については付き添っておりません。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 はい、わかりました。

職員さんが対応されてる児童虐待のとはまた別で要望的な事業だということで認識をさせていただきました。

○小村委員長 ほかにございませんか。

伴議長。

○伴議長 先ほどの平川委員の生き生き号のことで、今私人件費とか、個々の方の人件費とかわかりませんが、あれはたしか週2回くらいバス走っていたと思うんですわ。それと非常勤の方、そしてこの車両関係の費用という、結構大きな金額になるん違うかいなとちょっと計算しながら思っておるんですが、それ以外に民生委員さんのボランティアの方が助手席のほうへ介添えで乗っていただいている姿もよく見てます。その割にあんまりぎゅうぎゅう詰めに乗っておられるのをしていただいている姿というのは余り見ない。どちらかという、非常に少ない状態で動いていることが非常に、たしかこれ3ルートあったように、最初説明を聞いたときにあったように思うんですが、そうなるくと1日あたりの1ルートの述べの人数も、非常に1けた台になってきてるということで、公共交通会議から見て、やっぱりこれ、考えていただくタイミングはちゃんとしていただきたいなと。やっぱり非常に費用が、1台で無料で走っておるときにだんだん近づくくらいかかっているん違うかいなと、それは私の今の計算ですもんけど、そういう感じもしてしますので、その辺よろしく願いいたします。これは要望だけにしておきます。

○小村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 ないようですので、これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第4款 衛生費について、説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第4款 衛生費の決算の概要について、説明いたします。

失礼して座って説明をいたします。

主要な施策の成果報告書の112ページから146ページでございます。

まず、112ページの第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございます。

職員人件費、また王寺周辺広域休日応急診療施設組合の運営、食生活の改善などに要する費用について支出いたしました。

健康づくりの意識啓発と活動支援では、町制70周年記念事業として、地産地消を推進するために町のマスコットキャラクターであるパゴちゃんを表現したヘルシーパゴちゃん弁当コンテストを実施いたしました。また、休日応急診療施設組合への負担金の支払いや各種団体の活動の支援などを行ったものでございます。

次に、113ページから116ページの第2目 感染症予防費でございます。各種予防接種に要する費用について支出いたしました。感染症の発生とまん延及び罹患後の重症化を予防するため、高齢者インフルエンザ予防接種や子どもの四種混合予防接種などの定期予防接種をはじめ、町単独事業として、子どものロタウィルスやおたふくかぜワクチン予防接種などの任意予防接種にかかる費用の一部を助成したものでございます。

116ページの乳幼児B型肝炎予防接種の実施につきましては、任意接種である当該予防接種の助成対象年齢を、平成29年4月から生後12か月～24か月に至るまでから、36か月に至るまでに拡大をしまして、予防接種費用の一部助成を実施いたしましたのです。

次に、117ページから123ページの第3目 母子衛生費でございます。乳幼児の健診や妊婦健康診査、訪問指導、一般不妊・不育治療費の助成、子育て世代包括支援センターの整備などに要する費用について支出いたしました。

117ページの健康づくりの意識啓発と活動支援では、小学6年生を対象としたたばこの害に関する健康教育を実施したほか、育児支援を中心に活動している母子保健推進員の活動を支援するとともに、「親子の関わりの中から生まれてくるもの」というテーマで作業療法士による講演会を開催し、親の育児力向上に努めました。

次に、予防・相談体制の充実では、乳児健診をはじめ、118ページの1歳6か月児や3歳児などの乳幼児の健診を行いました。経過観察を必要とする乳幼児には、保健師が担当医と連携を図りながら支援に努める一方、精神面の発達に不安があるお子さんには、臨床心理士による心理相談を実施いたしました。

また、119ページの乳幼児相談では、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、引き続き、助産師が東、西各公民館に出向いて相談を行い、育児不安の軽減に努めたものです。

120ページの妊婦健康診査等の実施におきましては、健康診査の費用を妊婦一人あたり15回分を助成するとともに、121ページの一般不妊・不育治療費の助成におい

て、一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し、高額となる治療費用の一部助成を行い、その経済的な負担の軽減を図ったものでございます。

また、122ページの産婦健康診査受診費用の助成では、平成29年度から、産後うつ予防や新生児への虐待予防のため、産後間もない産婦に対する健康診査費用の一部助成を行い、産後の早い時期から母子に対する支援の強化を図ったものでございます。

また、123ページの地域ぐるみの子育て支援の充実では、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関するワンストップ拠点となる子育て世代包括支援センターを保健センター内に平成29年10月から開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを行いました。

次に、124ページから129ページの第4目 健康増進事業費でございます。健康診査、各種がん検診の実施、健康マイレージの導入などに要する費用について支出いたしました。

124ページからの健康づくりの意識啓発と活動支援では、生活習慣病の予防や重症化を防ぐため、健康づくりの講演会や生活習慣病予防に係る各種教室を実施するとともに、保健センターサポーターの養成講座を開催し、10人の参加を得たところでございます。

また、一人ひとりが健康に関心を持ち、継続的に健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するため、自主的な健康づくりや健診などに行った人に対して、景品等と交換できるポイントを付与する健康マイレージを平成29年7月より実施いたしております。

125ページからの予防・相談体制の充実では、がん検診の受診促進を図るため、41歳から44歳、46歳から49歳、51歳から54歳、56歳から59歳の人を対象に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんのいわゆる5大がんの受診勧奨通知を行うとともに、大腸がん検診では、未受診者に対して再勧奨通知を行ったところでございます。

また、126ページの健康診査の実施では医療保険者等が行う健診を受診できない人の健診を行うとともに、大腸がん検診や胃がん検診をはじめとする各種がん検診について、集団検診または個別検診で実施をしたところでございます。このなかで、胃がん検診につきましては、国が内視鏡検診を推奨されたことに伴い、平成29年9月から50歳以上の人に対して胃がんの内視鏡検診を始めたところでございます。

また、129ページの高齢者健康診査の実施につきましては、高齢者の医療の確保に

関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施しまして、平成29年度は1,359人が受診いたしました。

次に、130ページの第5目 狂犬病予防費でございます。狂犬病予防法に基づきます犬の登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等を行ったところでございます。

次に、第6目 火葬場費でございます。火葬業務や火葬施設の日常的な維持管理に要する費用を支出いたしました。また、火葬場周辺の環境整備にも努めてきたところでございます。

次に、131ページから133ページまでの第7目 環境対策費でございます。環境教室の開催、地球温暖化防止事業、竜田川流域生活排水対策推進会議の運営、環境保全推進委員の活動などに要する費用について支出いたしました。

131ページからの環境共生まちづくりの推進でございます。まず、環境保全推進委員活動の支援では、平成29年4月1日に第11期環境保全推進委員として、各自治会1名ずつの114人に委嘱をさせていただき、ごみのポイ捨てや不法投棄、ごみの分別マナー等々、身近な環境問題の解決に向けて、草の根的な活動を展開していただき、延べ1,350件の活動報告をいただいております。

次に、ISO14001の推進でございます。平成14年10月から運用してまいりました環境マネジメントシステムにつきましては、オフィス活動における省資源、省エネ活動や事務事業における環境配慮行動が十分に定着し、所期の目的が達成したと判断いたしましたことから、その運用を廃止いたしました。今後は、オフィス活動について年1回監視測定を行い、環境配慮行動が継続されているか確認を続けていきたいと考えているところでございます。

次に、132ページの自治会別環境問題学習会の実施でございます。平成29年5月8日に制定いたしました「ゼロ・ウェイスト宣言」やゼロ・ウェイストの実現のためにすべきこと、そして世界的に問題となっている食品ロスの削減等につきまして、8回目となります環境井戸端会議を、平成29年度から平成31年度までの3ヶ年で町内全域を対象に実施する計画でございまして、平成29年度におきましては、町内西地区の自治会を対象に開催し、20自治会で447名の参加を得たところでございます。

次に、134ページから146ページの第2項 清掃費でございます。まず134ページの第1目 清掃総務費では、職員の人件費や美化推進に要する費用について支出いたしました。ポイ捨てしにくい雰囲気を醸成するため、いかるがの里クリーンキャンペ

ーン、自治会内美化キャンペーンなどの清掃活動を実施したところでございます。

次に、134ページから145ページの第2目 塵芥処理費でございます。リサイクル処理及びごみ処理の委託、衛生処理場の維持管理・運営、ゼロウェイストの推進などに要する費用を支出いたしました。

まず、134ページからの循環型社会の形成では、平成29年度におきましても、様々な意識啓発事業の実施とともに、不燃ごみのなかから金属類を取り出すピックアップ回収、あるいは生ごみ分別収集モデル事業の拡充など資源化処理の充実に努めてきたところであります。意識啓発活動実施の結果、平成29年度の本町の住民一人1日あたりのごみ排出量は、平成28年度と比較して24g少ない722gとなっており、平成28年度数値とは異なりますが、奈良県民一人あたりの905g、国民一人あたりの925gと比較いたしまして、少ない排出量となっております。

また、平成29年度の資源化率は54.2%となっており、平成28年度に比べ0.7ポイント減となったところでありますが、奈良県の市町村の平均資源化率15.2%、全国の市町村の平均20.3%と比較いたしましても、かなり高い水準となっているところでございます。今後も引き続き、ピックアップ回収や生ごみ分別収集の拡充などにより資源化率の向上に取り組んで参りたいと考えております。

そうしたなか、140ページでございますが、からのゼロ・ウェイストの推進では、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりをいっそう進めることを町の決意として内外に広く公表するゼロ・ウェイスト宣言を平成29年5月8日に制定したところでございます。このゼロ・ウェイストの取り組みは、住民の皆様や事業者の理解、協力、行動が不可欠なことから、各イベント時でのPR活動や出前講座の開催などにおいて、その普及に努めたところでございます。

また、ゼロ・ウェイスト宣言の内容に基づき、ごみゼロのまち斑鳩の実現に向けた具体的な取り組みなどの計画として「斑鳩まほろば宣言・推進計画」を策定し、これに沿って、総合的・計画的に、ごみ減量化・資源化施策、あるいはごみゼロのまちづくりを推進しているといったところでございます。

最後に、145ページから146ページの第3目 し尿処理費でございます。職員の人件費、鳩水園の維持管理・運営、し尿の収集、浄化槽の設置補助などに要する費用を支出いたしました。

まず、145ページからのごみ・し尿処理では、鳩水園からの放流水につきまして、オゾン処理装置による高度処理及び脱窒素処理などを行い、水質防止に努め、適切な施

設運営を行っております。

次に、146ページの合併処理浄化槽の設置補助では、引き続き合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理について、その啓発に努めたところでございます。

以上で、第4款 衛生費の決算の概要の説明といたします。

なにとぞ、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について、質疑をお受けいたします。

坂口委員。

○坂口委員 まず、1点目。131ページ、飼い猫の不妊手術費の助成ということなんですけど、助成額と助成の件数、件数っていうか限度額、限度の件数ですね、お聞きしたいと思います。

○小村委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 飼い猫不妊手術費の助成でございますが、補助額は2分の1で、限度額は1件当たり4千円となっております。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 助成の件数は何件ぐらい見ていただいていますか。

○小村委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 平成29年度当初予算は、上限でいったら16万、40件ほどの予定でございました。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 40件程度で44件出していただいているということは、多少は超えても面倒見ていただけるとのことなんですか。

○小村委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 おっしゃるとおりでございます。本年度につきましては、当初40件を予定しておりましたが44件ということで、過去にも、平成27年度にも5件増ということもございまして、すべて対応させていただいております。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 それともう1点、139ページの小型バイオガス化装置実証実験への協力ということで、生ごみを売却されているんです、これはどういうあれなんですか、売却のあれ、意味っていうか。どういうことかちょっとお聞きしたいと思います。

○小村委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この小型バイオガス化装置実証実験への協力ということで、現在大阪ガスのほうで、1トン級という小さい小型バス、生ごみを処理してバイオガスを発生する装置を現在実験をされております。そこに当町が実施しております生ごみを研究材料として提供し、キロ当たり10円の料金で買い取っていただいているというか、そういうことでございます。

○小村委員長 坂口委員。

○坂口委員 今、実験段階ということで、これ実用化されれば当町でも利用しようとしているのかどうか。

○小村委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この実証実験につきましては、昨年12月から開始をされておりました、当初は本年5月までその生ごみを提供して結果を検証していただくという状況でございましたが、季節的な夏場のそういう生ごみの状況も実験してみたいということで、期間延長しております。その関係から最終的にまだ検証が出ておりませんので、その検証結果を見る中で町として検討をしていきたいというふうに考えております。

○小村委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 ないようですので、これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結いたします。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第6款 商工費のうち住民生活部が所管いたします決算の概要について、説明いたします。

失礼して座って説明をいたします。

主要な施策の成果報告書154ページでございます。第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。社会参加の促進・支援では、高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりへの支援として斑鳩町シルバー人材センターに対しまして954万1千円を助成いたしましたものでございます。

また、消費者保護対策の充実では、原則として毎週木曜日の午後に消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設し、住民の方々から複雑多様化する相談に対応するとともに、消費者被害の防止や消費者意識の向上に努めたところでございます。

以上で、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明いたします。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結いたします。

午後3時20分まで休憩いたします。

( 午後3時01分 休憩 )

( 午後3時19分 再開 )

○小村委員長 再開いたします。

次に、認定第3号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第3号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第3号

平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成30年9月3日提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、失礼して座って説明させていただきます。

それでは、平成29年度 歳入歳出決算書の20ページをお開きいただきたいと思います。平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が35億5,466万5,413円、歳出総額が38億242万4,879円、歳入歳出差引額は2億4,775万9,466円の歳入不足となったところでございます。このため、平成30年度会計におきまして、繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えたところでございます。

それでは、決算の状況について、歳出の部からそれぞれの款ごとに説明をいたします。主要な施策の成果報告書の212ページでございます。まず212ページから216ページの第1款 総務費でございます。

まず、212ページ、第1項 総務管理費でございます。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用を支出いたしました。

平成29年度末現在の国民健康保険の加入世帯は3,853世帯であり、総世帯数に占める割合は33.0%、被保険者数は6,315人であり、総人口に占める割合は22.3%となっております。被保険者数、世帯数とも依然減少傾向が見られるものでございます。

次に、213ページ、第2項 徴税費でございます。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託料等に係る費用を支出いたしました。

まず、平成29年度の国民健康保険税の状況についてであります。214ページの表でございます。これは現年度課税分でございます。その表の一番下の行でございます。調定額は6億1,733万9,900円に対しまして、収納額は5億9,049万184円でございます。収納率は95.64%で、前年度比0.33ポイント上昇いたしました。

一方、滞納繰越分については、215ページの表のとおりでございます。先ほどと同じく一番下の行でございます。調定額が1億4,183万4,152円に対しまして、収納額は2,727万5,917円で、収納率は19.23%、前年度比0.95ポイントの増となりました。

なお、滞納処分の状況については、ページを戻っていただきたいんですが、213ページの表のとおりでございます。差押で2件、交付要求で2件、滞納額178万6,900円を処分いたしました。これらのうち、換価または配当があったものは3件で、金額では36万1,923円となっております。

また、216ページでございます。不納欠損処分の状況でございます。処分件数は、45件、金額は608万8,891円となっております。

次に、同じページの第3項 運営協議会費でございます。平成29年度の国民健康保険運営協議会は、国保特別会計の予算・決算の状況、特定健康診査の実施状況等のほか、平成30年度における国民健康保険税の税率等について審議いただくため、3回開催したものでございます。

次に、第4項 趣旨普及費でございます。被保険者証の更新に合わせて、制度の解説

やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布したものでございます。

次に、217ページから220ページの第2款 保険給付費でございます。まず217ページの第1項 療養諸費は、前年度と比較いたしまして1,656万9,142円の減少となっております。被保険者数が減少傾向にあることに加え、平成28年度からの診療報酬の薬価改定が引き続き影響したことにより、保険給付が減少したものと考えているところでございます。

次に、219ページの第2項 高額療養費でございます。前年度と比較しますと1,281万1,123円の増となっており、支給件数、支給額とも増加する傾向が今後も続くものと考えております。

次に、220ページ、第3項 移送費につきましては、給付事案がございませんでした。

第4項の出産育児諸費でございます。出産育児一時金の給付件数は20件で、前年度と比較して3件の減少でございました。

次に、第5項の葬祭諸費でございます。葬祭費の給付件数は44件であり、前年度と比較して5件の増でございます。

続いて、221ページ、第3款 後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者医療制度への医療保険者からへの支援といたしまして、後期高齢者支援金3億6,600万891円を社会保険診療報酬支払基金に支出いたしました。

次に、第4款 前期高齢者納付金等でございます。前期高齢者が多い医療保険者の費用負担を是正するため、いわゆる現役世代からの支援金として、前期高齢者納付金131万3,187円を社会保険診療報酬支払基金に納付いたしました。

次に、222ページ、第5款 老人保健拠出金であります。老人保健制度清算に係る事務費の拠出金を7,149円、社会保険診療報酬支払基金に拠出したものでございます。

次に、第6款 介護納付金でございます。介護保険の給付に対し医療保険者が負担する費用として、介護納付金1億3,120万6,391円を社会保険診療報酬支払基金に納付いたしました。

次に、223ページ、第7款 共同事業拠出金でございます。国民健康保険団体連合会を事業主体として、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等を実施しており、これに係る拠出金として合計6億9,102万8,632円を支出いたしました。

次に、同じページから224ページにかけての第8款 保健事業費でございます。まず、第1項 特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病予防とその予備群の減少を目的として、40歳から74歳までの被保険者に対しまして、特定健康診査及び特定保健指導を実施いたしました。平成29年度におきましても、個別検診に加え、3回の集団検診を実施し、受診者数は1,695人、受診率は、33.2%でございます。

次に、第2項 保健事業費でございます。224ページでございます。医療給付について理解を深めていただくため、医療費通知を送付するとともに、ジェネリック医薬品利用差額通知を送付いたしました。また、疾病の早期発見のため108人に対しまして人間ドック健診受診費用の助成を行ったものでございます。

続いて、第9款 公債費でございますが、一時借入金はございません。

続いて、225ページ、第10款 諸支出金でございます。過誤納付となった国民健康保険税を還付するほか、国庫支出金につきまして前年度に超過交付となったものを精算還付したものでございます。

次に、第2項 療養費等指定公費立替金でございます。70歳から74歳の高齢受給者に療養費を支給する場合、法令では2割負担とされている自己負担を1割に軽減するため、その1割相当額を国が負担することとなっておりますが、まず保険者である町が一旦それを立て替えて、国民健康保険団体連合会へ支払をしたものでございます。なお、この立替分は、国保連を通じて国に請求し、療養費等指定公費返還金として受け入れるものでございます。

次に、第11款 予備費でございますが、平成29年度の充用はございませんでした。

最後に、226ページ、第12款 前年度繰上充用金でございます。平成28年度会計において3億1,532万2,443円の歳入不足が生じたため、平成29年度会計で繰上充用いたしましたものでございます。

続いて、歳入決算の状況について説明をいたします。210ページにお戻りをいただきたいと思っております。

210ページの第2表として歳入決算の内訳を記載いたしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものでありますこと、予めご承知おきください。それでは1行目からです。第1款の国民健康保険税です。決算額は6億1,776万6,101円でございます。前年度と比較いたしまして3,123万9,751円、4.8%の減となりました。被保険者数の減少が減少の主な原因であると考えております。

次に、2行目、第2款 国庫支出金は、決算額が6億8,165万6,013円でご

ございます。国庫負担金として療養給付費負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、また国庫補助金として財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に、3行目、第3款 療養給付費等交付金です。決算額は4,850万878円でございます。

次に、4行目、第4款 前期高齢者交付金でございます。決算額が11億959万5,852円でございます。各保険者が負担しあった納付金について、社会保険診療報酬支払基金から、前期高齢者が多い医療保険者に対し、再分配をされたものでございます。

次に、5行目、第5款 県支出金でございます。決算額が1億5,511万4,209円でございます。県負担金として、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を、また県補助金として財政調整交付金を受け入れたものでございます。

次に、6行目、第6款 共同事業交付金です。決算額が6億8,202万8,327円でございます。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付されます高額医療費共同事業交付金と、また県内市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定を図るために交付される保険財政共同安定化事業交付金を受け入れたものでございます。

次に、7行目の第7款 財産収入であります。これは収入はございませんでした。

次に、8行目、第8款 繰入金です。決算額が2億5,745万2,635円でございます。国民健康保険事業の運営に必要となる人件費を含む事務経費、療養給付費に係る町負担など法定の繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補填するための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、9行目、第9款 繰越金でございますが、決算余剰金は発生しておりません。

最後に、第10款 諸収入でございます。決算額が255万1,398円でございます。国民健康保険税の延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正・不当な医療に係る返納金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金が主な内容でございます。

ご承知のように、国民健康保険制度は平成30年度から、県単位の運営に変更となっております。このようなか、本特別会計につきましては、まず、保険税はこれまでのような本町の保険給付に対する財源としてではなく、県が各市町村に割り当てる国保事業費納付金を支払うための財源として確保する必要があること、一方、保険給付の財源は、県から受ける保険給付費交付金で賄われることなどが変更となったものでございます。さらに、保険給付の財源であった療養給付費負担金などの歳入、また介護納付金や後期高齢者医療支援金などの歳出が県の特別会計で行われることになり

ますことから、本特別会計におきまして、ただ今説明いたしましたような形で決算されるのは本年度が最後になるというものでご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、認定第3号 平成29年度斑鳩町国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。

なにとぞ、よろしくご審査賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑を受けいたします。

濱委員。

○濱委員 保険税の税収が少なくなったのは、加入者が少なくなったということですが、どのくらい減少しているのでしょうか。

○小村委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 保険税の収入が減ったのは、被保険者数が減ったということですが、平成28年度末で被保険者数は6,589名でありましたが、29年度末で6,315人になっておりますので、約274人の減少の分を見ているところでございます。

○小村委員長 濱委員。

○濱委員 ありがとうございます。270人と人数だけで見ても、それぞれの納付している額とかが違うから、なんとも言えないと思うんですけども、人口の減り方よりもたぶんこの加入者の減り方の方が多いんだと思いますが、その辺はいかがですか。

○小村委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 ご承知のように、国保加入者というのは会社に勤めておられない方が入ります。昨今景気がいいと言っていいかはわからないんですが、やはりもちろん人口減少も1つの理由ですけれども、社会保険の方に加入されて国保から被保険者からなくなっていくというのが多くみられるので、まあ、そういう会社に勤められる人が多くなってきているのかなといった感じを持っております。

○小村委員長 他にございませんか。

小林委員。

○小林委員 改めてお聞きしますと、国保の累積赤字について県の方は面倒見てくれない中で町としては取扱いについてどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○小村委員長 植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 県単位化になりまして、今のところ36年度には保険税率とか保険料率は統一化していこうという中では、36年度以降は町単独で保険料で赤字を解消していくということは不可能になってくるということです。この6年間の間に赤字解消をできるだけしてくださいというふうに県の方からもご指導いただいているところではございますが、今、今回の決算でだいたい2億5千万円ぐらいの赤字出ていますが、今回この9月議会で補正あげさせていただいて、国の方とかにお金を返さなければ、もらいすぎでお金を返さなければならぬというものも含めると、だいたい2億9千万円ぐらいの現在赤字ということになります。ひところは6億円ぐらいまで積んでしまった赤字をここまで解消はさせて、一般会計の導入も含めて解消はしてきたんですけども、今後、先ほど説明の最後で申し上げましたように、県に払う納付金というのはもう決まっていると、それを国保税で集めなければならないということになると、おのずと国保税で返していく範囲というのが限られてまいります。特に、国保税の設定の際にも説明したと思いますが、県に払う納付金を現年度の保険税で賄っていこうという中で滞納繰越分、これがだいたい年間2千万か3千万ぐらい入ってくるんですけども、この滞納繰越分については現段階では市町村自由に使っていいですよということになりますので、それをもって赤字解消に、累積赤字解消に充てていこうというふうに思っております。ただ、この滞納繰越分をいつまで累積赤字の解消に使っていいのかというところも、まだ実を言いますと平成36年度までに県単位化にかかる制度設計を県は実情に応じて変更していくというてますので、その分が市町村の累積赤字解消にいつまで使えるのかというの、まだ決定はいたしません。いたしておりません、そういった中で国保の特別会計といたしましては、最終的に累積赤字の解消には一般会計からの援助というのをいただかないことには難しいというのが現状でございます。ただ、監査委員さんからのご報告にもありましたように、一般会計も単年度では2年連続で赤字が続いているといった状況の中で、じゃあ一般会計を入れるタイミングでありますとか、あるいはどういうスパンで入れていくのかというようなことは当然一般会計の状況も踏まえながら、慎重に考えていかなければならないと思っておりますので、今のところで申しますのは滞納繰越分を累積赤字の解消に充てていくというのが現状だということでございますので、あとはまた慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 現状の認識はさせていただきました、ありがとうございます。

あと最後に1点ですけれども、224ページのジェネリック医薬品利用差額通知、予算のときに聞いてましたかね、平成28年度までは1か月あたり500円以上を対象にされてましたけども、この100円以上を対象に変えた理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○小村委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 28年度まで500円以上を対象にはしておりましたけども、実際その通知する対象が少なかったということもありましたので、29年度はもう差額を100円にさせていただいて、対象をちょっとどれぐらいになるかっていうのもありましたので、100円ということに設定させていただいたということでございます。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 県が公開している資料でも、斑鳩町のジェネリック医薬品の利用の差額通知を受けて、こういうふうにジェネリックにしたときの費用対効果の検証費用が出てましたけれども、それを見たらなかなかあまり効果がないのかなと思っていたんですけれども、それは斑鳩町が、大和郡山、斑鳩町がだんとう国保のジェネリック医薬品の使用率が高いからという認識で合っているんですか。

○小村委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 状況については詳しくは存じておりませんので、なんとも申し上げられないんですけども、委員のおっしゃっている状況が一応理由としてはあるのではないかと考えております。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 それと新しい制度について教えていただきたいんですけども、これって斑鳩町がジェネリック医薬品の普及に対して啓発活動とかずっと取り組んでこられて奈良県でもだんとうね、大和郡山と斑鳩町の国保でのジェネリック医薬品の使用率は高いということに対しての今後県とかですね、そこのご褒美というかですね、インセンティブ的な、斑鳩町の状況からだいたいこれぐらいの金額貰える、もしくは223ページの特定健康診査の実施率、受診率のこの数字からこれぐらいのもしかしたらペナルティを課せられるとか、そういう金額的な制度の設計というのはある程度決まっているんですかね、その点わかっていたら教えていただきたいんですけども。

○小村委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 今、おっしゃっていただいた内容について具体的に金額がいくらとか、その内容等について詳細な情報っていうのはまだないですし、決まってないという

状況だと思っています。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 最後に参考程度に、新しい制度になって半年近くになろうかというんですけども、そういう今年の3月とかにお聞きしていたところのインセンティブ的な内容っていうのはある程度各市町村の方に説明されるような状況にあるのか、最後その点だけ確認させていただきたいと思います。

○小村委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 新年度に入りましてからそういった情報はまだこちらの方には入っておりません。

○小村委員長 他にございませんか。

奥村委員。

○奥村委員 216ページの不納欠損処分の状況でございます。45件、国民健康保険税の不納欠損が出て、その金額が608万を超しているということでございますけれども、この件数の内訳がわかりましたら教えていただきたいのと、この不納欠損に対しての収納努力っていいですか、どのような努力をいただいているか教えていただきたいと思います。

○小村委員長 猪川国保医療課長。

○猪川国保医療課長 不納欠損の状況でございますが、ここに45件とございますが、まず地方税法15条7の第4項で不納欠損処分いたしましたのが20件、地方税法第18条第1項で処分いたしましたのが25件、あわせて45件になっております。申し訳ございません、地方税法第15条7の第4項というのは、滞納処分が停止し、停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものでございます。地方税法第18条第1項は消滅時効によるものでございます。それと滞納者の対応につきましては、随時納付状況を確認する中で、納付のないものについては文書等でまず呼び出しの催促をかけていきます。それでも応じていただけないということになってくると、何かしらの処分ですね、差し押さえですとか、預金の方とか、そういった方面に進んでいく部分もありますので、その前段にはもちろんできるだけ滞納者とお会いして、お話をさせていただいて、計画的に納付していただけるように連絡をとっていくというのを随時進めております。また保険証交付の際とかですね、そういった機会をとらえまして、文書で呼び出しをさせていただいて、納付の相談に応じていただいている機会をできるだけ多く確保していくというように、なるべく差押え、最終的な段階になっていかなくて済むようにという努

力を町の方としてはさせていただいているということでございます。

○小村委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 それではないので、これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

黒崎住民生活部次長。

○黒崎住民生活部次長 それでは、認定第5号 平成29年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

認定第5号

平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成30年9月3日提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、失礼をいたしまして座らせていただきます。

平成29年度 歳入歳出決算書の32ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算は歳入総額が2億6,979万8,973円、歳出総額が2億1,934万8,322円となり、歳入歳出差引額は1億3,045万651円の黒字となっております。

次に、平成29年度 歳入歳出決算書の38ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算は、歳入総額が1,177万3,420円、歳出総額が1,011万3,387円となり、歳入歳出差引額166万33円の黒字となっております。

それでは、保険事業勘定の歳出決算の状況から、各款ごとにご説明を申し上げます。

はじめに、主要な施策の成果報告書の236ページから238ページの第1款 総務費でございます。

まず、236ページの第1項 総務管理費であります。介護保険事務に携わる職員の

人件費のほか、介護保険システム改修に係る委託料や国民健康保険団体連合会への負担金などに要する費用を支出しております。

次に、236ページから237ページまでの第2項 徴収費であります。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出しております。平成29年度の介護保険料は、第6期介護保険事業計画、計画期間が平成27から29年度で見込んでいる給付額に基づき、年間基準額を64,300円をもって賦課をしております。現年度分保険料の調定額は、特別徴収が5億1,013万1,300円、普通徴収が3,813万1,400円、合計5億4,826万2,700円で、前年度と比較して344万3,910円、0.6%の増となっております。

また、237ページですが、滞納繰越分保険料の調定額は、普通徴収で653万790円であり、現年度分と滞納繰越分をあわせた調定額は、5億5,479万3,490円となっております。

次に、収納状況等ではありますが、236ページにお戻りをいただき、収納額は現年度分が5億4,646万3,020円で収納率は99.4%、237ページの滞納繰越分では、収納額が72万1,940円、収納率は11.1%となっております。

総収入額は、5億4,718万4,960円で前年度と比較して375万9,730円、0.7%の増となっております。

次に、237ページの第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用について支出をいたしております。

次に、238ページの第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットを作成いたしました。

次に、第5項 介護保険運営協議会費では、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定等について審議をするため、運営協議会を5回開催いたしました。

次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、地域包括支援センター等の適切な運営及び第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の進捗管理等について審議するため、運営協議会を2回開催いたしました。

続きまして、239ページから241ページまでの第2款 介護給付費であります。介護給付費は、要介護または要支援の認定を受けた被保険者が、介護サービスや介護予防サービスを受けたときに、その費用の9割、一定以上所得者は8割・平成30年の8月からは8割または7割にあたる保険給付を支出する科目であり、介護保険事業特別会

計の歳出予算の大半を占める科目となっております。なお、第6期介護保険事業計画における標準給付費24億6,172万6,810円に対する平成29年度介護給付費の進捗状況につきましては、76.5%となっております。

はじめに、239ページの第1項 介護サービス等諸費であります。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、ケアプラン、サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修などに係る給付費について支出しております。

給付費の主な内訳は、居宅介護サービス給付7億9,121万3千円、構成比46.3%、施設介護サービス給付6億1,892万8千円、構成比36.2%、地域密着型介護サービス給付1億9,720万3千円、構成比11.5%、居宅介護サービス計画給付9,204万9千円、構成比5.4%などとなっております。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費であります。要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、ケアプラン、サービス計画作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費について支出をいたしております。

給付費の主な内訳は、介護予防サービス給付5,792万6千円、構成比80.2%、介護予防サービス計画給付970万4千円、構成比13.4%、介護予防住宅改修給付385万7千円、構成比5.3%などとなっております。

次に、240ページの第3項 その他諸費であります。介護報酬の請求に係る審査事務の手数料について支出をいたしております。

次に、第4項 高額サービス等費であります。高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出をいたしております。同一月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等に、その超過額について給付をするものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費であります。高額医療合算サービスに要する費用について支出をいたしております。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算し、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合に、その超過額のうち、介護保険に係る負担割合分について給付をするものでございます。

続きまして、241ページの第6項 特定入所者介護サービス等費であります。特定の施設入所者に対する介護サービスに要する費用について支出をいたしております。低所得の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や

居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付するものがございます。

続きまして、第3款 基金積立金であります。介護保険給付費準備基金への積立金について支出をいたしております。平成28年度決算における給付関係の実質的な黒字収支分及び当該基金の運用益1億310万8千円を積み立てております。

また、平成29年度では、第6期介護保険事業計画のとおり1,500万円の基金取崩しを行い、本特別会計に繰り入れたことから、平成29年度末の基金現在高は2億3,780万円となっております。

続きまして、242ページから250ページまでの第4款 地域支援事業費であります。

はじめに、242ページの第1項 介護予防・生活支援サービス事業費であります。介護予防・生活支援サービス事業に要する費用について支出をいたしております。第1目 介護予防・生活支援サービス事業費では、平成29年4月から要支援者及び総合事業対象者に対し、訪問型・通所型サービスを提供するとともに、第2目 介護予防ケアマネジメント費では、要支援者及び総合事業対象者が、自立した生活を続けていくことができるよう個々の能力に合わせた介護予防ケアマネジメントを作成し、サービスの提供を行いました。

次に、243ページから244ページまでの第2項 一般介護予防事業費であります。全ての高齢者を対象とした運動器機能向上教室・口腔機能向上教室・認知症予防教室等を実施しました。また、地域における住民主体の介護予防の取り組みを強化するため、人材育成や活動支援を行いました。

次に、244ページから249ページまでの第3項 包括的支援事業・任意事業費であります。第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用について支出をいたしております。地域包括支援センターにおいて、地域支援の総合相談支援及び権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を行いました。また、245ページから247ページまでの第2目 任意事業費では、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出しております。

247ページの第3目 在宅医療・介護連携推進事業費では、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の連携を推進するため、斑鳩町地域包括ケアシステム構築のための在宅医療・介護連携推進事業会議を開催するとともに、住民に

対し在宅医療・介護に関する理解を深めるため、講演会を開催いたしました。

248ページの第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できることを目的とした認知症総合対策の推進のため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催するとともに、認知症の人などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し業務を行いました。

第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援や要介護のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行いました。

第6目 総合相談事業費では、高齢者やその家族に対し、福祉、保健、医療及び介護などに関する多様なニーズに対し、各種サービス等を総合的に調整し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう総合的な支援を行いました。

249ページ、第7目 権利擁護事業費では、高齢者の権利擁護のための必要な援助を行うとともに、権利擁護について理解を深めるため、講演会を開催いたしました。

第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などを推進しました。

第9目 生活支援体制整備事業費では、多様な生活支援サービスを利用できたり、社会参加ができるような地域づくりのための支援体制の充実強化を図るため、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するため、ワーキングチーム会議及び生活支援体制推進協議会を開催しました。

次に、250ページ、第4項 その他諸費であります。第1目 審査支払手数料では、介護予防・生活支援サービス事業の請求に係る審査事務の手数料について支出をいたしております。

続きまして、第5款 諸支出金であります。平成28年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国・県の支出金の超過交付の返還金について支出をいたしております。

続きまして、第6款 予備費であります。平成29年度では、地域包括支援センター運営協議会委員報酬に2万円を充用いたしております。

続きまして、歳入決算の状況につきまして説明させていただきます。234ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表として、平成29年度介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入決算の内訳を記載させていただいております。

この表に従いましてご説明を申し上げますが、決算額の標記は千円単位となっております

すので、よろしくお願い申し上げます。

はじめに、1行目の第1款 保険料では、決算額は5億4,718万4,960円となっています。介護保険料の収納状況につきましては、歳出で申し上げたとおりとなっております。

次に、2行目の第2款 使用料及び手数料では、決算額は1万150円となっております。保険料に係る督促手数料となっております。

次に3行目の第3款 国庫支出金では、決算額は4億4,704万5,048円となっております。国庫負担金として介護給付費負担金、国庫補助金として調整交付金及び地域支援事業交付金について受け入れを行っております。なお、介護給付費負担金は、居宅サービス給付費の20%と施設サービス給付費の15%相当額が交付されます。そしてまた調整交付金は、介護給付の4.1%と総合事業に係る費用の1.7%相当額が交付され、地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る費用の25%と包括的支援事業・任意事業の費用の39%相当額が交付されます。

次に、4行目の第4款 支払基金交付金では、決算額は5億4,374万9,006円となっています。支払基金交付金として介護給付費交付金と地域支援事業交付金について受け入れています。なお、介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料分として介護給付費の28%相当額、地域支援事業交付金は、介護予防・生活支援サービス事業費における費用の28%相当額が交付されます。

次に、5行目の第5款 県支出金では、決算額は2億9,599万6,310円となっています。県負担金として介護給付費負担金、県補助金として地域支援事業交付金について受け入れを行っております。なお、介護給付費負担金は、居宅サービスの給付費の12.5%と施設サービスの給付費の17.5%相当額が交付されます。また、地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る費用の12.5%相当額と包括的支援・任意事業の費用の19.5%相当額が交付されております。

次に、6行目の第6款 財産収入では、決算額は1万7,380円となっております。介護保険給付費準備基金の預金利息等となっております。

次に、7行目の第7款 寄附金であります。平成29年度の寄附金の受入れはございませんでした。

次に、8行目の第8款 繰入金では、決算額は3億2,950万4,153円となっております。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰入れとなっております。一般会計からの繰入金は、介護給付費、地域支援事業費、職員給与費、事務費及び低所得

者保険料軽減に係る繰り入れとなっております。なお、この内、介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%相当額、地域支援事業費繰入金は、介護予防・生活支援サービス事業費の12.5%、包括的支援・任意事業の支援の19.5%相当額を繰り入れております。そしてまた、介護保険給付費準備基金について、第6期介護保険事業計画どおり1,500万円の基金取崩しを行い、本特別会計に繰り入れを行っております。

次に、9行目の第9款 繰越金では、決算額は1億618万9,069円となっております。平成28年度の決算の余剰金について受け入れております。

次に、10行目の第10款 諸収入では、決算額は10万2,897円となっております。諸収入の主なものは、過年度分の保険料に係る延滞金や介護予防ケアマネジメント費の受入れとなっております。

続きまして、平成29年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算についてご説明をさせていただきます。

はじめに、主要な施策の成果報告書の253ページの第1款 総務費であります。第1項 総務管理費 第1目 一般管理費では、介護サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出をいたしております。

次に、第2款 サービス事業費であります。第1項 居宅サービス事業費 第1目 居宅介護予防サービス事業費では、被保険者の要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の策定に伴う臨時職員の人件費やその委託に要する費用などについて支出をいたしております。

次に、第3款 予備費であります。平成29年度では、予備費の充用はございませんでした。

それでは、252ページにお戻りをいただけますでしょうか。第2表として、平成29年度介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入決算の内訳を記載をさせていただきます。この表に従いましてご説明を申し上げますが、決算額の標記は千円単位となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

はじめに、1行目の第1款 サービス収入では、決算額は996万3,373円となっております。地域包括支援センターで作成する介護予防サービス計画に対する収入となっております。

次に、第2款 繰越金では、決算額は181万47円となっております。平成28年度の決算の余剰金について受け入れを行っております。

次に、第3款 諸収入では、収入はございませんでした。

平成29年度におきましては、第6期介護保険事業計画における計画値より認定者数全体で計画値を下回るとともに、施設利用者数も計画値を下回った状況となり、実質的な収支額が黒字となりました。しかしながら、介護認定者総数は年々増加しており、特に、75歳以上の後期高齢者数も増加することは確実に見込まれております。

このようなことから、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とする第7期介護保険計画では、計画期間の各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込みなどの現状分析、将来推計を行い、本町の課題やニーズに応じた各種施策を反映しながら、介護が必要な方や家族を支える給付を確実に行うことができるよう、介護保険運営協議会でご審議をいただき策定をいたしました。今後、地域のあらゆる住民が、支え合い、助け合いながら暮らすことができる社会の実現にむけ取組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第5号 平成29年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について、質疑をお受けいたします。

小林委員。

○小林委員 242ページですね、介護予防ケアマネジメントについてなんですけども、平成29年の4月から新たな制度に変わりました、地域包括支援センターの作成分のこの476件が多いのか少ないのかわからないんですけれども、4月から忙しくなるのかな、大変なのかなという漠然とした心配をしていたんですけれども、担当課長とされてはこの476件はどのように受け止められたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 地域包括支援センターにつきましては、ケアマネージャーの人数等、何名というのはわかっておりますので、当然その職員でできる量を包括支援センターで作成し、残りを委託したという形にしておりますので、職員ができる現状にあわせて作成をいたしましたので、この数というのは妥当な数であると考えているところでございます。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 地域包括ケアセンター分ということはわかりましたけども、それでしたらこの797件というトータル的な数字も予測の範囲内ということでもいいんですかね。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 こちらにつきましては、介護保険の要支援者の認定を受けられた方のケアプランの作成分、すみません、こちらにつきましては、総合事業の分ですね、総合事業の分のケアプランの作成にかかるケアプランの件数というふうになっています。総合事業というのは平成29年度から新たに始まった事業でございます。その平成28年度までは要支援の方のケアプランの中で介護予防給付の中のケアプランの中で作成をしておりましたので、その移行をこの総合事業にどれぐらい移行してくるかっていうのはある程度見込んでおりましたので、その辺こちらの想定の数値の件数となっているところでございます。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます、勉強になりました。

次に243ページの介護予防活動の支援についてなんですけれども、介護予防の活動育成支援についてなんですけれども、各地域の特性に合った育成講座とかされてて、例えば近くの広陵でしたら畿央大学と連携されて、奈良介護大賞とか取られたりしてますけども、斑鳩町はどれぐらいのコストをかけてどういう地域の特性を生かした支援体制を構築されたのか、それとですね、3カ年の、平成32年の目標に目標人数10人って書いてますけれども、平成29年で27名、目標で10名っていうのはですね、この27人のうちこの3カ年の継続して活動していただけるトータル的な人数の育成が10人ぐらいの目標なのか、それとも毎年こういう風に育成されていって、目標値はもっとも高く設定できるのか、その3点について。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 まずこの介護予防リーダーの、29年度に行いました事業なんですけれども、3回の養成講座を行いまして、それにつきましては専門の業者に委託をしまして費用的には14万400円の委託料を使いましてリーダー養成を行ったところでございます。当初目標10件でありまして、それが実際に来ていただいた方は27件ということで、予想の約3倍近くの方にリーダーになっていただいたわけなんですけれども、今後この地域包括ケアシステムを構築していくにあたりまして、特に介護予防を通じた地域づくりっていうなかで、このリーダーというのは1人でも多く育成をしたいとこちらも考えておりますので、この辺の今年の29年度の実績を見まして今後さらにですね、

増やしていく取り組みを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○小村委員長 小林委員。

○小林委員 最後に27件のうち、今年度実際に活動されている人数っていうのも、わかっておられるようでしたら。

○小村委員長 中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 私どもが行っている事業の中に、いきいきセミナーっていう形で、地域に出向いて介護予防教室等を行っている事業等があるんですけども、そういったところにリーダーの方も一緒に行っていて、一緒に住民の方に指導等をしていただいていることで取り組んでいただいております。

○小村委員長 課長、人数。27人中人数何名か。

中原長寿福祉課長。

○中原長寿福祉課長 27人中ほとんどの方参加していただいているんですけども、具体的な人数は把握していないところでございます。

○小村委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 ないようですので、これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、認定第6号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

認定第6号

平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成30年9月3日提出

斑鳩町長 中西 和夫

それでは、失礼して座って説明をさせていただきます。

まず、平成29年度歳入歳出決算書の44ページをお開きいただきたいと思います。  
平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が4億1,623万510円、歳出総額が4億1,554万860円、歳入歳出差引額は、68万9,650円となったところでございます。

なお、出納整理期間中に収納のあった保険料等につきましては、平成30年度会計に繰り越したうえ、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することといたしております。

それでは、決算の状況について、歳出の部から各々の款ごとに説明を申しあげます。

はじめに、主要な施策の成果報告書257ページから258ページの第1款 総務費でございます。

まず、257ページ、第1項 総務管理でございます。後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用でございます。後期高齢者医療の被保険者数は、平成29年度末現在で4,172人であり、総人口に占める割合は14.74%でございます。

次に、第2項 徴収費でございます。被保険者に対しまして、広域連合長の名前で保険料額決定通知書を、また町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っており、その費用を支出いたしました。平成29年度の保険料の状況でございますが、257ページの表の上段の方の保険料の状況、現年度分でございます。その表の一番下の行でございますが、調定額が3億3,288万3,800円、隣の収入額3億3,263万5,200円で、収納率は99.7%ございました。またその下の表の繰越滞納分でございます。同じように一番下の行でございます、調定額228万7,150円、収入額72万3,500円で、収納率は31.6%ございました。

次に、258ページの不納欠損処分でございます。6件、16万1,400円を処分いたしましたところでございます。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務費負担金や、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付したものでございます。

次に、259ページ、第3款 諸支出金でございます。軽減認定や死亡などによって、過納付となった保険料を還付したものでございます。

次に、第4款 予備費でございますが、充用はございませんでした。

続いて、歳入決算の状況について説明をいたします。255ページにお戻りいただきたいと思います。第2表として歳入決算の内訳を記載をいたしております。なお、この表の決算額は千円単位で表記しているものでありますことをご承知ください。

まず、1行目です。第1款 後期高齢者医療保険料は、決算額が3億3,335万8,700円でございます。前年度と比較いたしまして1,465万2,120円、4.6%増でございます。

次に、2行目、第2款 使用料及び手数料は、決算額が1万2,350円であります。督促手数料でございます。

次に、3行目、第3款 寄附金であります。平成29年度は寄附がございませんでした。

次に、4行目、第4款 繰入金であります。後期高齢者医療制度の運営に必要な町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れております。また保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、5行目、第5款 繰越金は、決算額が504万6,950円あります。平成28年度会計における出納整理期間中に収納いたしました保険料等を繰り越したものでございます。

最後に、6行目、第6款 諸収入は、決算額が152万1,800円でございます。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。

今後も高齢者が安心して医療が受けられますよう、広域連合ともども制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第6号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明といたします。

なにとぞ、よろしくご審査賜りまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○小村委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小村委員長 それでは、これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

以上で、住民生活部所管に係る決算についての審査を終わります。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

次の決算委員会は、13日、午前9時から再開し、引き続き、本日の続きから審査することといたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

(午後4時27分 散会)